

# 滝沢市給水装置工事施行要領

滝 沢 市

# 滝沢市給水装置工事施行要領

(平成18年 3月 8日 滝沢村長決裁)  
(改正 令和 元年11月 1日 滝沢市長決裁)  
(改正 令和 3年 3月19日 滝沢市長決裁)

## 目 次

### I. 給水装置工事設計施行基準

#### 1. 総 則

- 1. 1 目的
- 1. 2 用語の定義
- 1. 3 給水装置の種類
- 1. 4 給水装置工事の種類
- 1. 5 給水方式
- 1. 6 給水装置の構造
- 1. 7 給水装置の新設等の承認
- 1. 8 工事の施行
- 1. 9 給水装置の工事の順序

#### 2. 給水装置の設計

- 2. 1 給水装置の安全・衛生対策
- 2. 2 調査
- 2. 3 設計水量
- 2. 4 設計水圧
- 2. 5 給水管内の流速
- 2. 6 同時使用水量と計画一日使用量
- 2. 7 受水槽の有効量
- 2. 8 メーターの性能とメーター口径の選定
- 2. 9 給水管の口径の決定
- 2. 10 設計変更

#### 3. 分岐からメーターまで

- 3. 1 使用材料の指定
- 3. 2 工法等の指定
- 3. 3 給水管の分岐・分岐止め
  - 3. 3. 1 配水管からの分岐以降水道メーターまでの工事の施行
  - 3. 3. 2 道路の掘削
  - 3. 3. 3 分岐の制限
  - 3. 3. 4 分岐の戸数
  - 3. 3. 5 分岐の方法
  - 3. 3. 6 分岐止めの方法
  - 3. 3. 7 管端処理の方法
- 3. 4 仕切弁・止水栓の設置
  - 3. 4. 1 仕切弁・止水栓の設置
  - 3. 4. 2 仕切弁・止水栓の種類及び使用範囲

- 3. 4. 3 仕切弁・止水栓の設置位置
- 3. 4. 4 仕切弁・止水栓の設置方法
- 3. 4. 5 仕切弁筐・止水栓筐の設置
- 3. 5 メーターの設置
  - 3. 5. 1 水道メーターの設置
  - 3. 5. 2 メーターの設置基準
  - 3. 5. 3 メーターの設置位置
  - 3. 5. 4 メーターの選定
  - 3. 5. 5 メーターの設置方法
  - 3. 5. 6 メーターボックス
  - 3. 5. 7 メーターボックスの設置方法
- 3. 6 配管
  - 3. 6. 1 管種別使用区分
  - 3. 6. 2 配管の原則
  - 3. 6. 3 埋設深度
- 3. 7 保護・保温工事
  - 3. 7. 1 保護工
  - 3. 7. 2 屋外配管の保温工
- 3. 8 逆止弁の設置
  - 3. 8. 1 逆止弁の設置
  - 3. 8. 2 使用材料について
  - 3. 8. 3 設置位置について
- 4. 手続きの方法
  - 4. 1 申込みの手続き
    - 4. 1. 1 一般事項
    - 4. 1. 2 給水装置工事申込書及び添付書類
    - 4. 1. 3 給水装置工事申込書関係書類の作成
    - 4. 1. 4 工事の申込方法
    - 4. 1. 5 工事の申込取消し方法
    - 4. 1. 6 設計変更の申込方法
  - 4. 2 工事検査の手続き
    - 4. 2. 1 一般事項
    - 4. 2. 2 竣工図の作成
    - 4. 2. 3 工事写真
  - 4. 3 道路等占用・使用許可申請の手続き
    - 4. 3. 1 道路等占用・使用許可の申請
    - 4. 3. 2 工事写真
    - 4. 3. 3 占用許可申請添付書類
  - 4. 4 水栓番号通知の時期
  - 4. 5 メーター取付けの時期
  - 4. 6 通水の時期
  - 4. 7 開発行為等の手続き
    - 4. 7. 1 開発行為又は先行取出し工事の手続法
    - 4. 7. 2 無償譲渡の手続き

- 4. 8 所有者変更等の手続き
  - 4. 8. 1 所有者変更の手続き
  - 4. 8. 2 代理人選定の手続き
- 5. 検査
  - 5. 1 竣工検査
    - 5. 1. 1 検査の種類
    - 5. 1. 2 検査員
    - 5. 1. 3 完了検査前の確認
    - 5. 1. 4 給水装置工事完了検査申込書の提出
    - 5. 1. 5 検査の方法
    - 5. 1. 6 再検査
    - 5. 1. 7 給水装置工事主任技術者等の立会
    - 5. 1. 8 検査合格後の通知
- 6. その他
  - 6. 1 維持管理

## II. 3階建て直結給水施行基準

- 1. 3階建て建築物直結給水施行基準
  - 1. 目的
  - 2. 用語の定義
  - 3. 適用範囲
  - 4. 給水装置の設計
  - 5. 給水装置の構造及び施工
  - 6. 維持管理
- 2. 3階建て建築物に係る直結給水の管理基準
- 3. 3階建て建築物に係る高置タンク直送給水の管理基準

## III. 受水槽以下設備取扱要綱

- 1. 総則
- 2. 受水槽
- 3. 受水槽以降の設備

## IV. 雑則

- 1. 適用の定義
- 2. 経過措置
- 3. 施行期日

## I. 給水装置工事設計施行基準

### 1. 総 則

#### 1. 1 目的

この滝沢市給水装置工事施行要領（以下「要領」という。）は、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「法施行令」という。）、滝沢市水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び滝沢市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）等に基づき給水装置工事の設計、施工、手続、設計審査、完了検査等に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な給水装置工事の実施を図ることを目的とする。

#### 1. 2 用語の定義

##### 1. 2. 1 給水装置（法第3条第9項）

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

##### 1. 2. 2 配水管

配水管とは、配水池又は配水ポンプを起点として配水するために布設した管をいう。

##### 1. 2. 3 給水管

給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管又は他の給水管から分岐し布設する管をいう。

##### 1. 2. 4 給水用具

給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。

##### 1. 2. 5 給水装置工事（法第3条第11項）

給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

#### 1. 3 給水装置の種類（条例第4条）

給水装置の種類は、次の3種類とする。

- 1. 3. 1 専用給水装置 1世帯又は1ヶ所で専用するもの
- 1. 3. 2 共用給水装置 2世帯又は2ヶ所以上で共用するもの
- 1. 3. 3 私設消火栓 消防用に使用するもの

#### 1. 4 給水装置工事の種類

条例第5条に規定する給水装置工事は、次の種類とする。

##### 1. 4. 1 新設工事

新たに給水装置を設置する（開発工事・予定栓工事・先行工事を含む）工事をいう。

##### 1. 4. 2 改造工事

配水管からの分岐箇所、分岐口径又はメーター口径、配管位置、給水栓の位置、数、管径又は管種を変更するなど、給水装置の一部又は全部を変更する工事をいう。

##### 1. 4. 3 修繕工事

給水管及び給水器具の部分的な破損箇所を修理する等給水装置の原形を変えない工事をいう。ただし、軽微な変更は除く。（法第16条の2第3項）

##### 1. 4. 4 撤去工事

給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐から取り外す工事及び給水装置を第1止水栓から取り外す工事をいう。

#### 1. 4. 5 その他

1. 4. 1 新設工事に示す開発工事・予定栓工事・先行工事は、次のとおりとする。

##### (1) 開発工事

開発行為等により宅地造成を行う場合で、配水管（共用管）布設及び同時に宅地内までの取出し（分岐から第1止水栓まで）を行う工事をいう。

##### (2) 予定栓工事

配水管（共用管）より宅地内までの取出し（分岐から第1止水栓まで）を行う工事をいう。

##### (3) 先行工事

将来、上水への切替えを目的として、先行して条例及び施行規程等に合致した給水装置工事を行う工事をいう。

#### 1. 5 給水方式

給水方式は、給水栓の高さ、使用水量、使用用途及び維持管理面等を考慮して決定しなければならない。

##### 1. 5. 1 直結直圧式

配水管の水圧で給水装置の末端の給水栓等まで給水する方式であり、配水管の給水能力が十分であるときはこの方式とする。ただし、次の方式を採用する場合は、滝沢市長と事前に協議しなければならない。

(1) 地下1、2階及び地下1階の建物に給水する場合

(2) 地上3階建ての建物で管理者が別に定める場合

##### 1. 5. 2 直結増圧式

給水管の途中に直結給水用増圧ポンプを設置し、給水する方式で、この方式を採用する場合は、滝沢市長と事前に協議しなければならない。

##### 1. 5. 3 受水槽式

受水槽を設け、水道水をこれに一旦貯めてから給水する方式で、この方式を採用できるのは次に掲げる場合とし、滝沢市長と事前に協議しなければならない。

(1) 病院等で事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合

(2) 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合

(3) 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量又は水圧を必要とする場合

(4) 有害薬品を使用する工場等逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合

(5) 給水用具以外の設備に給水する場合

(6) 直結式に適合しない場合

(7) その他市長が必要と認める場合

##### 1. 5. 4 直結受水槽併用式

一つの建築内で直結式並びに受水槽式の両方の給水方式を併用するもので、この方式を採用できるのは次に掲げる場合とし、滝沢市長と事前に協議しなければならない。

(1) 地上3階建て以上又は地下2階以上の建物で、階層別に給水方式を分ける場合

(2) 給水用具以外の設備に一部給水する場合

(3) その他市長が必要と認める場合

## 1. 6 給水装置の構造

給水装置の構造及び使用する給水管及び給水用具は、次によるものとする。

### 1. 6. 1 給水装置の構造及び材質の基準

法第16条及び関係する同法施行令、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令第14号。以下「省令」という。)により定める基準に適合した給水管や給水用具を使用するものとする。

### 1. 6. 2 給水管及び給水用具

給水装置に使用する給水管及び給水用具は、日本工業規格品(JIS)、又は省令に定める基準に適合しているもの、及び第三者認証機関認証品、自社認証品、滝沢市長が認証したもの(以下「認証品」という。)を使用し、条例第8条の2及び別に定める「[滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領](#)」によるものものとする。

## 1. 7 給水装置の新設等の承認

要領1. 4に定める工事をしようとする者は、工事施工前に給水装置工事の申込を行い承認を受けた後、施工しなければならない。

## 1. 8 工事の施行(条例第8条)

### 1. 8. 1 工事の施工

給水装置工事は、滝沢市長又は滝沢市長が法第16条の2第1項の指定をした者(滝沢市指定給水装置工事事業者。以下「指定工事事業者」という。)が施工する。

### 1. 8. 2 審査及び検査

指定工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ滝沢市長の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、工事完成後に滝沢市長の工事検査を受けなければならない。ただし、メーター以降の給水装置の修繕については、竣工後の修理報告書の提出を持って足りるものとする。

審査及び検査は、給水装置の構造及び材質が法施行令第5条に定められている基準に適合することの確認を含むものとする。

## 1. 9 給水装置工事の順序

指定工事事業者は、工事申請者と工事契約後、滝沢市長に対して必要な手続きを行うこと。(別図1)

## 2. 給水装置の設計

### 2. 1 給水装置の安全・衛生対策

給水装置の安全性を保つため、次の事項を厳守するものとする。

#### 2. 1. 1 水の汚染防止

- (1) 飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。(省令第2条第1項)
- (2) 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構([別表13](#))を設置すること。(省令第2条第2項)
- (3) シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取扱う施設に近接して設置しないこと。(省令第2条第3項)
- (4) 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、当該油類

が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること。又は、さや管等により適切な防護のための措置を講じること。(省令第2条第4項)

#### 2. 1. 2 破壊防止

- (1) 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。又は、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。(省令第3条)
- (2) 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれのある場所にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置すること。
- (3) 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等で固定すること。
- (4) 水路等を横断する場所にあつては、水路等の下に給水装置を設置すること。やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置を講じること。

#### 2. 1. 3 侵食防止

- (1) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。又は、防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。(省令第4条第1項)
- (2) 漏洩電流により侵食されるおそれのある場所にあつては、非金属製の材質の給水装置を設置すること。又は、絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。(省令第4条第2項)
- (3) サドル付分水栓などの分岐部及び被覆されていない金属製の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。

#### 2. 1. 4 逆流防止

- (1) 水が逆流するおそれのある場所にあつては、規程の吐水口空間(別表12)を確保すること。又は、逆流防止性能又は負圧破壊性能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適切な位置(バキュームブレーカにあつては、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置)に設置すること。(省令第5条第1項)
- (2) 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある有害物質等を取り扱う場所に給水する給水装置にあつては、受水槽式とすること等により適切な逆流防止のための措置を講じること。(省令第5条第2項)

#### 2. 1. 5 凍結防止

- (1) 屋外で気温が著しく低下しやすい場所、その他凍結のおそれのある場所にあつては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること。又は断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。(省令第6条)
- (2) 凍結のおそれのある屋外配管は、土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くすること。
- (3) 凍結のおそれのある場所の屋内配管は、必要に応じ管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置すること。

#### 2. 1. 6 クロスコネクション防止

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。(法施行令第5条第6項)

### 2. 2 調査

調査は、設計・施行の重要な基礎となるもので、事前調査と現場調査に区分され、その内容によって申込者に確認するもの、滝沢市長に確認するもの、現地調査により確認する



ものがあり、調査の良否は計画の策定、施工、更には給水装置の機能にも影響するもので慎重に行うこと。

#### 2. 2. 1 調査項目

- (1) 被分岐管の所有者、管種及び口径。
- (2) 道路等の所有者及び舗装種別等の確認。
- (3) 利害関係人の承諾。
- (4) 工事申込者が必要とする給水用具種類数及び水量。
- (5) 給水方式の決定。
- (6) 取出し及びメーター口径の決定
- (7) 直結式給水でメーター口径が25mm以上、3階建て直結給水・直結増圧式給水及び受水槽式給水等となる場合は、滝沢市長と事前協議を行うこと。
- (8) 配管経路
- (9) 止水栓及びメーターの取付位置。
- (10) 既設給水装置があるときは、既設給水装置竣工図と現地との照合確認。
- (11) 開発行為等での予定栓等の確認。
- (12) 配水管布設路面からの高さ。
- (13) 他の埋設物の調査確認。

#### 2. 3 設計水量

設計水量は、給水用具の種類別吐水量とその同時使用率を考慮した水量又は業態別使用水量等を考慮して算出するものとする。

##### 2. 3. 1 直結式給水

###### (1) 給水用具の種類別吐水量

給水用具には、その種類と設置箇所に応じて、それぞれ適切な使用水量の範囲とこれに対応する口径がある。その吐水量は「給水用具の種類別吐水量」[\(別表1\)](#)のとおりである。

###### (2) 同時使用率

給水用具と口径が決まれば、1栓当たりの使用水量に給水用具の数を乗じたものの和が設計水量になるが、複数の給水用具を有する給水装置では、常に全部の給水用具が同時に使用されるわけではないので、同時使用率を考慮した給水用具数を用いるのが一般的であり、その値は「同時使用を考慮した給水用具数」[\(別表2\)](#)のとおりである。

##### 2. 3. 2 受水槽式給水

計画一日使用水量とは、給水装置に給水される一日当たりの水量をいい、受水槽式の場合の受水槽の有効容量の決定等の基礎となるものであり、建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員 [\(別表3\)](#) により求めるものとし、これによりがたい場合は、使用実績や類似建造物の使用水量などから求めるものとする。また、給水管の口径の決定のための受水槽への単位時間当たりの給水量は、計画一日使用水量を使用時間で除した水量とする。ただし、受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の40～60%を標準とする。

#### 2. 4 設計水圧

設計水圧は次の基準によるものとする。

- (1) 設計水圧は、0.196MPa (2.0kgf/cm<sup>2</sup>) とする。

- (2) この設計水圧によることが適当でない特殊な場所に給水する場合は、滝沢市長と事前協議を行うこと。

## 2. 5 給水管内の流速

給水管内の流速は、2.0m/sec以下とする。

## 2. 6 同時使用水量と計画一日使用量

同時使用水量とは、対象とする給水装置内に設置される給水装置のうち、同時に使用される給水用具の吐水量の総和をいい、直結式の場合の給水管の口径の決定の基礎となるものであり、次の各号のいずれかにより算定しなければならない。なお、算定方法の選択に当たっては、各種方法の特徴を踏まえて使用実態に応じた方法を選択しなければならない。

### 2. 6. 1 一戸建て住宅等の場合

#### (1) 同時に使用する給水器具を設定して計算する方法

同時使用水量は、同時に使用する給水器具の種類別吐水量の総和とし、給水器具別の吐水量は、給水用具の種類別吐水量(別表1)とする。また、同時に使用する給水器具数は、同時使用を考慮した給水用具数(別表2)とする。

#### (2) 標準化した同時使用水量により計算する方法

同時使用水量は、全ての給水器具の吐水量の総和を給水器具の総数で割ったものに、給水器具数と標準同時使用水量比(別表4)の使用水量比を乗じて求める。

### 2. 6. 2 集合住宅等の場合

#### (1) 各戸同時使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

同時使用水量は、各戸の同時使用水量を一戸建て住宅等の場合の方法により求め、この総和と給水戸数と標準同時使用戸数率(別表5)の同時使用戸数率を乗じて求める。

#### (2) 戸数から同時使用水量を予測する算定方式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$$Q = 4.2 N^{0.33} \quad (10 \text{戸未満の場合})$$

$$Q = 1.9 N^{0.67} \quad (10 \text{戸以上} 600 \text{戸未満の場合})$$

Q：同時使用水量 (l/min)

N：戸数

#### (3) 居住人数から同時使用水量を予測する算定方式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$$Q = 2.6 P^{0.36} \quad (1 \sim 30 \text{人の場合})$$

$$Q = 1.3 P^{0.67} \quad (31 \sim 200 \text{人の場合})$$

Q：同時使用水量 (l/min)

P：人数 (人)

### 2. 6. 3 一定規模以上の給水器具を有する事務所ビル等の場合

給水用具給水負荷単位による方法とし、同時使用水量は、給水用具別給水用具給水負荷単位(別表6)の給水用具給水負荷単位に器具数を乗じたものの総和をもとに、給水用具給水負荷単位による同時使用水量図(別図2)を利用して求める。

### 2. 6. 4 計画一日使用水量

計画一日使用水量とは、給水装置に給水される一日当たりの水量をいい、受水槽式の場合の受水槽の有効容量の決定等の基礎となるものであり、建物用途別標準単位給水

量・使用時間・人員(別表3)により求めるものとし、これによりがたい場合は、使用実績や類似建造物の使用水量などから求めるものとする。また、給水管の口径の決定のための受水槽への単位時間当たりの給水量は、計画一日使用水量を使用時間で除した水量とする。

## 2. 7 受水槽の有効量

受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の40～60%を標準とする。

## 2. 8 メーターの性能とメーター口径の選定

- (1) メーターの性能は、メーター口径別許容流量(別表7)のとおりとする。
- (2) メーター口径は、計画一日使用水量及び瞬時の計画使用水量(直結式の場合は同時使用水量、受水槽式の場合は受水槽への単位時間当たりの給水量)によりメーター口径別の一日当たりの許容流量及び瞬間的使用の場合の許容流量の範囲内で選択しなければならない。

## 2. 9 給水管の口径の決定

給水管の口径は、配水管の設計水圧において計画一日使用水量を供給できる口径とすること。

なお、決定する口径は、著しく過大とならないように決定するものとし、口径の決定は次によるものとする。

- (1) 口径の決定は、口径の決定手順(別図3)によること。
- (2) 給水用具の必要残存水頭は、給水用具の必要残存水頭(別表8)によること。
- (3) 各種給水用具の直管換算延長は、給水用具の種類別直管換算延長(別表9)によるものとし、定めのないものは、製造メーカーの資料をもとに計算して求めること。
- (4) 摩擦損失水頭の計算は、次のとおりとする。

ア 給水管の口径が50mm以下の場合、ウエストン公式によるものとする。

$$h = \{0.0126 + (0.01739 - 0.1087D) / V^{0.5}\} \cdot (L/D) \cdot (V^2 / 2g)$$

$$Q = (\pi D^2 / 4) \cdot V$$

h : 管の摩擦損失水頭 (m)

V : 管の平均流速 (m/sec)

L : 管の長さ (m)

D : 管の口径 (m)

g : 重力の加速度 (9.8m/sec<sup>2</sup>)

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec)

ウエストン公式による流量図(別図4)

イ 給水管の口径が75mm以上の場合、ヘーゼン・ウィリアムズ公式によるものとする。

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

h : 管の摩擦損失水頭 (m)

V : 管の平均流速 (m/sec)

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec)

C : 流速係数 (屈曲部損失等を考慮し1.10とする。)

D : 管の口径 (m)

L : 管の長さ (m)

I : 動水勾配 (h/L)

ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図 [\(別図5\)](#)

(5) 水理計算は、次のとおりとする。

ア 水理計算は、次の式によること。

$$H + (h \times 1.05) + h_1 \leq 2.0$$

H : 配水管分岐位置から給水栓までの高さ (m)

h : 総摩擦損失水頭 (m)

h<sub>1</sub> : 必要残存水頭 (m)

1.05 : 管の接続等安全率

2.0 : 設計水頭 (m)

イ 第1.5.1で定める基準の適用を受けるものについては、その定めによること。

## 2. 1.0 設計変更

次の場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 被分岐管に変更がある場合。
- (2) 分水から既設管再利用に変更する場合。(先行取出し有りを含む)
- (3) 既設管再利用から分水に変更する場合。(先行取出し有りを含む)
- (4) 取出し口径を変更する場合。
- (5) 施工方法及び間取り等を変更する場合。
- (6) 止水栓及びメーターの取付け位置や向きを変更する場合。
- (7) 口径を変更する場合。
- (8) 所有者を変更する場合。
- (9) 申請者を変更する場合。
- (10) 特殊器具を追加または特殊器具に交換する場合。
- (11) その他、滝沢市長が指示した場合。

## 3. 分岐からメーターまで

給水装置の配水管取出口からメーターまでの部分に係る材料並びに工法、工期その他の条件を給水条例第8条の2及び施行規程第5条に基づき必要な事項を定める。

### 3. 1 使用材料の指定 (給水条例第8条の2)

災害が発生した場合における給水装置の損傷の防止及び迅速かつ適切な復旧のため使用する材料を指定する。

指定する給水管及び給水用具は、構造及び材質の基準に適合しているものを使用するものとする。

#### 3. 1. 1 給水管

給水管は別に定める[「滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領」](#)によるものとし、強度等特性を考慮し選択する。

#### 3. 1. 2 給水用具

給水用具は別に定める[「滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領」](#)によるものとする。

のとし、使用箇所等を考慮し認証品を使用する。

### 3. 2 工法等の指定（条例第8条の2第2項）

分岐からメーターまでの工事に関する工法、その他の工事上の条件は、別に定める「[滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領](#)」によるものとし、工期等の詳細については協議を行うものとする。

### 3. 3 給水管の分岐・分岐止め

配水管等からの給水管を分岐又は分岐止めを行う場合は次の各項によるものとする。

#### 3. 3. 1 配水管からの分岐以降水道メーターまでの工事の施行

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（水道法施行規則第36条第1項第2号）

#### 3. 3. 2 道路の掘削

- (1) 道路等を掘削する場合は、道路管理者の道路占用許可及び所轄警察署長の道路使用許可を受けた後に指示事項を守り施工すること。また道路以外の水路敷地など他に管理者及び所有者がある場合も同様に、各管理者及び所有者から許可を受けて指示事項を守り施工すること。
- (2) 道路内などの舗装が施してある場合、給水装置工事完了後速やかに仮復旧を行い、本復旧までの間の維持管理を行わなければならない。

#### 3. 3. 3 分岐の制限

分岐は以下の項目を厳守し、施工すること。

- (1) 送水管、配水本管及び異形管からは、分岐できない。
- (2) 被分岐管が管網を形成している場合は、直接式給水は被分岐管の1段落ち、受水槽式給水は2段落ちまでの口径とする。
- (3) 被分岐管が行き止まりの場合、直接式給水・受水槽式給水共に2段落ちまでの口径を原則とする。
- (4) (2)・(3)によらない場合は（同口径分岐・受水槽式給水の1段落ち分岐）は、協議を行うものとする。
- (5) 給水管を分岐して取出す場合は、他の分岐箇所から30cm以上離すこと。
- (6) 道路（公道）の交差点内では、分岐できない。
- (7) 同一敷地内での取出しは、1箇所とする。
- (8) 受水槽式給水及び直結増圧式給水へは、私共用管から分岐できない。
- (9) 道路内の給水管は、口径20mm以上とする。

#### 3. 3. 4 分岐の戸数

2階建て以下の建築物で、給水用具の最高取付け位置が整地盤から5.5m以下の場合は「標準管径均等表」([別表10](#))を参考とする。

#### 3. 3. 5 分岐の方法

分岐方法については、「分岐方法一覧表」([別表11](#))によるものとし防食フィルム等で保護することとする。

#### 3. 3. 6 分岐止めの方法

不要となった給水装置は、その分岐箇所において撤去する。

- (1) 「T字管」の撤去  
給水装置が「T字管」で分岐されている場合は、「T字管」を撤去し、「切り管」及び「継輪」を使用し、各継手部分には「特殊押輪」を使用する。
- (2) 「割T字管」・「弁付き割T字管」の分岐止め  
給水装置が「割T字管」又は「弁付き割T字管」で分岐されている場合は、「T字管のフランジ形」は「フランジ蓋」を使用し、「T字管のねじこみ形」は「鋼管用プラグ」を使用し、分岐止めを行う。
- (3) 「サドル付分水栓」の分岐止め  
給水装置が「サドル付分水栓」で分岐されている場合は、「サドル付分水栓」の「栓棒」を閉じ、「分止水栓用キャップ」を使用し、分岐止めを行う。
- (4) 「分水栓」の分岐止め  
給水装置が「分水栓」で分岐されている場合は、「分水栓」の「閉止」を閉じ、「分止水栓用キャップ」を使用し、分岐止めを行う。  
ただし、甲形分水栓を撤去し新たな取出しをする計画の場合は、甲分撤去用サドル分水栓を使用することができる。
- (5) 「チーズ」の分岐止め  
給水装置が「チーズ」で分岐されている場合は、「チーズ」部を撤去し、別に定める[「滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領」](#)により直管にて施工を行う。

### 3. 3. 7 管端処理の方法

それぞれの管種に適合する資材及び方法で施工を行うこと。

## 3. 4 仕切弁・止水栓の設置

仕切弁・止水栓の設置は、次の基準によるものとする。

### 3. 4. 1 仕切弁・止水栓の設置

給水装置には、給水の開始、中止、装置の修理その他維持管理の為、仕切弁・止水栓を設置する。

### 3. 4. 2 仕切弁・止水栓の種類及び使用範囲

仕切弁・止水栓の種類及び使用の範囲は、別に定める[「滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領」](#)によるものとする。

### 3. 4. 3 仕切弁・止水栓の設置位置

仕切弁・止水栓の設置位置は、「配水管等への取出口からメーターまでの標準配管区」[\(別図6\)](#)に示すとおり、原則として宅地内の道路境界より1m以内に第1止水栓又は仕切弁を、メーター手前に第2止水栓を設置しなければならないものとし、その仕様は、別に定める[「滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領」](#)によるものとする。

### 3. 4. 4 仕切弁・止水栓の設置方法

- (1) 仕切弁は、底部に仕切弁受台を設置のうえ、前後の給水管の管種に適した継手で接合するものとし、垂直かつ水平に設置すること。
- (2) 止水栓は、前後の給水管の管種に適した継手で接合するものとし、垂直かつ水平に設置すること。
- (3) メーター直結止水栓は、垂直かつ水平に設置すること。

### 3. 4. 5 仕切弁筐・止水栓筐の設置

- (1) 仕切弁筐は、基礎を十分に締固め、仕切弁筐受台を設置し、その上にスピンドルが中心にあるように据付け、かつ据付け高さは地盤高と同一の高さで筐



を設置すること。

- (2) 止水栓筐は、基礎を十分に締固め、スピンドルが中心にあるように据付け、かつ据付け高さは地盤高と同一の高さで筐を設置すること。

### 3. 5 メーターの設置

メーターの設置は、条例第16条及び第17条に基づき、別に定める「[滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領](#)」によるものとする。

#### 3. 5. 1 水道メーターの設置

- (1) 1給水装置には、需要者の料金計算の基礎となる使用水量を積算計量するために、1個の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する。
- (2) お客様の要望により、「磁気活性器」等の磁力を発生する器具を設置しようとする場合は、メーターから50cm以上の離隔を確保すること。
- (3) メーターは、流水方向に注意し逆付けをしてはならない。
- (4) 集合住宅等のメーターは、水栓番号及び各部屋をとり間違えないように注意して設置し、地上メーター及び、地下メーターボックスのほか、可能な限り給湯器、水抜栓に水栓番号と部屋番号を表示すること。
- (5) 受水槽式及び直結受水槽式給水とする集合住宅等で、滝沢市長による戸別直接検針及び戸別請求とする場合、滝沢市長と事前に協議しなければならない。

#### 3. 5. 2 メーターの設置基準

- (1) 敷地内に同一所有者の離れ家があり、その離れ家が独立した構造（専用の入口・便所・台所・浴室などを備えている。）の場合は、メーターをそれぞれ設置すること。
- (2) 2世帯以上が恒久的に独立して生活することが可能な建築構造の場合は、各世帯ごとにメーターを設置すること。
- (3) 集合住宅等で散水栓等を共用する（管理用など）場合は、各世帯ごとにメーターを設置するほか、共用部分にもメーターを設置すること。
- (4) 同一敷地内で同じ事業活動に使用される給水装置については、建築物の棟数に関係なく1個のメーターを設置すること。（学校・病院・工場等）
- (5) 受水槽式給水に設置するメーターの最小口径は20mmとする。

#### 3. 5. 3 メーターの設置位置

- (1) 原則として敷地内の建物の近くで維持管理（点検・取替え・漏水調査等）に支障とならない場所に設置するものとし、敷地をフェンス等により囲み維持管理（点検・取替え等）に支障となる場合は第1止水栓付近に設置するものとする。
- (2) 水平に設置する。
- (3) 検針及び維持管理（点検・取替え等）に支障のない場所に設置する。
- (4) 汚染、損傷、埋没及び凍結のおそれのない場所に設置する。
- (5) 車庫内（シャッター付き）、物置内、ゴミ置場、庭園、花壇等には設置できない。
- (6) 地上メーターは、検針時等及び維持管理（点検・取替え・漏水調査等）に支障とならない場所（原則として、玄関脇又は玄関側壁等）に設置し、敷地をフェンス等により囲み検針時等及び維持管理（点検・取替え等）に支障となる場合は前面道路等から確認できる位置に設置するものとする。
- (7) ケーブルは地下メーターとの間にさや管を設置し、その中を通して取付ける。

- 3. 5. 4 メーターの選定
  - メーターは、給水装置の使用実態を考慮して、適正な口径を選択し、取出し口径以下のものを使用する。
- 3. 5. 5 メーターの設置方法
  - (1) メーターは原則として給水管と同口径とし、給水栓より低位置に、かつ、水平に設置し、逆取付けのないよう確認を行うこと。
  - (2) メーター前後は、50cm以上の長さの直管部を設けること。ただし、メーター口径φ75mm以上の場合は、一次側直管部の長さを75cm以上とする。
  - (3) メーター前後に使用する管種は、別に定める「[滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領](#)」によるものとする。
- 3. 5. 6 メーターボックス
  - メーターボックスは、φ13mm～φ25mmまではPVC製（ブルー・防寒蓋・底板付き）、φ30mm以上は、コンクリート製（鉄蓋）を原則とし、車両等の重量負荷が無い場合はPVC製（ブルー・防寒蓋・底板付き）を使用できるものとし、メーター等の凍結を予防できる耐寒性のものを使用すること。
- 3. 5. 7 メーターボックスの設置方法
  - (1) メーターボックスは、メーターが中央になるように設置する。
  - (2) メーターボックスの据付け高さは、地盤高と同一の高さで設置すること。
- 3. 6 配管
  - 3. 6. 1 管種別使用区分
    - 別に定める「[給水装置の構造及び材質に関する取扱要領](#)」によるものとする。
  - 3. 6. 2 配管の原則
    - (1) 給水装置には、止水栓・水道メーター及び給水用具を設置する。
    - (2) 「配水管等への取出口からメーターまでの標準配管図」[（別図6）](#)に示すとおり、取出しからメーターまでは、許容曲げ半径の範囲で可能な限り継手を減らすこととする。
    - (3) (2)同様に、宅地内の配管についても生曲げ等は許容曲げ半径の範囲で行ってもかまわないものとする。
    - (4) 給水管を道路内に布設する場合は、横断は直角配管とし、縦断は官民境界と平行に、占用位置を守り埋設する。
    - (5) 給水管を構造物と平行して布設する場合は、その構造物から30cm以上離して配管する。
    - (6) 給水管を他の地下埋設物と平行して埋設する場合は、30cm以上、また、立体交差の場合は、10cm以上の離隔をそれぞれ外面で保ち、立体交差する部分には、保温筒（発泡スチロール）又はサンド・クッション等の適切な措置を講じる。
    - (7) 給水管をやむを得ず横走りに露出配管する場合は、2m間隔を基準に金具等で固定する。
    - (8) 道路及び通路などに布設する共用管（アパート等含む）で、口径40mm以上の場合は、排水装置又は施設を設置する。また、排水装置の手前に仕切弁を設置すること。
  - 3. 6. 3 埋設深度
    - (1) 埋設場所が道路（国・県・滝沢市・盛岡市・その他）の場合は、当該道路管



- 理者の指示に従うこと。ただし、最小埋設深度は、0.9mとする。
- (2) 埋設場所が河川、水路敷き又は軌道内の場合は、当該管理者の指示に従うこと。
  - (3) 埋設場所が私道内の場合は、当該所有者の指示に従うこと。ただし、最小埋設深度は、0.9mとする。
  - (4) 埋設場所が宅地内の場合は、0.6m以上とする。ただし、これによりがたい場合は、保温工を行うこと。
  - (5) 法面からの離隔は0.9m以上とする。なお、0.9m以上確保できない場合は保温対策を実施すること。

### 3.7 保護・保温工事

埋設管の腐食、露出配管の腐食、凍結防止のため保護・保温工事をする。

#### 3.7.1 保護工

- (1) 軌道下を横断する場合は、絶縁材料で防護し、更に鉄筋コンクリート管等の「さや管」に納めて埋設する。
- (2) 各種ケーブル線に近接して配管する場合は、絶縁材料で防護し、30cm以上離して布設する。
- (3) 使用する全ての管材料を埋設する場合は、埋戻し時に土の偏重等により傷がつき易いため、管上部を適当な方法で保護し、管の周囲は砂等により巻き立を行い、丁寧に埋め戻す。ただし、宅地内にあって砂等による巻き立は、この限りではない。
- (4) 「割T字管」及び「弁付き割T字管」を設置したところは、「ポリエチレンシート」又は「ポリエチレンスリーブ」で被覆する。
- (5) 「サドル付分水栓」を設置したところは、「ポリエチレンシート」で被覆する。
- (6) 「水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PB）」を埋設する場合は、継手部分を含め腐食防止のため、次の要領により「防食テープ」を巻く。
  - ① 防食テープは、二重巻きをする。
  - ② 防食テープの外面に傷をつけないよう注意する。
- (7) 水路の伏越し、添架等の場合は、GP管等の「さや管」で防護する。
- (8) 管に末端、曲部、接合部等で離脱のおそれのある場所は、使用管材料により適切な防護措置をとる。
- (9) 道路に被金属管を埋設する場合は、口径及び管路探知ワイヤーの有無に関わらず、管上部にアルミシートを設置し、次の要領により「管の明示」を行う。
  - ① 明示に使用する材料  
埋設シート（管上明示シート）は幅150mm（2倍・リサイクル品）、胴巻きテープは幅50mm、テープの地色は青色（滝沢市名入り）を使用する。  
ただし、非金属管の場合の埋設シートは幅150mm（2倍・リサイクル品・アルミ）とする。
  - ② 胴巻きテープの間隔  
管長4m以下の場合は3箇所（管の両端から50cm程度および中間1箇所）、管長5m～6mの場合は4箇所（管の両端から50cm程度および中間2箇所）に巻きつけ、それぞれ1回半巻きとする。更に、布設時上部になる箇所に管の両端を結ぶように1箇所貼りつける。
  - ③ 埋設シート（管上明示シート）の間隔

埋設シート（管上明示シート）は、水道管折損等防止用に設置するもので、道路面から深度50cm程度の位置に設置する。

(10) 管の支持

屋外の露出配管は、管のたわみ等を防止するため、2m間隔を標準に支持金具等で固定する。

(11) 埋設管の防護

埋設管と他の埋設管及び地下構造物との離隔を、30cm以上設けられない場合は、「ポリスチレンフォーム」及び「ビニルテープ」等で防護する。

3. 7. 2 屋外配管の保温工

(1) 口径が20mm以下の石積み等の露出配管は「ポリスチレンフォーム」「ビニルテープ」等を使用する。

(2) 口径が25mm以上の石積み等の露出配管は「ポリスチレンフォーム」「スポンジテープ」及び「ビニルテープ」等を使用し、巻厚が30mm以上となるよう三重巻をする。

(3) 埋設管と石積み、擁壁等との離隔を、30cm以上設けられない場合及び埋設深度が60cmより浅くなる場合は「ポリスチレンフォーム」及び「ビニルテープ」等を使用し巻厚が30mm以上になるよう二重巻をする。

(4) 水路に添架する場合は、「ポリスチレンフォーム」・「スポンジテープ」及び「ビニルテープ」等を使用し、巻厚が30mm以上となるよう三重巻をし、「さや管」に納める。

(5) 水路を伏越しする場合は、「ポリスチレンフォーム」及び「ビニルテープ」等を使用し、巻厚が30mm以上となるよう二重巻をし、「さや管」に納める。

3. 8 逆止弁の設置

逆止弁の設置は、次の基準によるものとする。

3. 8. 1 逆止弁の設置

以下の場合、逆止弁設置が必要となる。

(1) 第一止水栓がプレイングート（ $\phi$ 30mm～50mm）の場合。

(2) 第一止水栓が水道用ソフトシール仕切弁（ $\phi$ 75mm以上）の場合。

3. 8. 2 使用材料について

(1) 逆止弁

別に定める「滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領」によるものとする。

(2) 逆流防止ボール水抜き止水栓

別に定める「滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領」によるものとする。

3. 8. 3 設置位置について

(1) 逆止弁

メーターボックス内に収納して設置し、メーター交換時に作業の妨げとならない位置とする。メーターボックス内に設置できない場合又はメーター前後以外の場所に設置する場合は事前に協議すること。

(2) 逆流防止ボール水抜き止水栓

第2止水栓としてメーター手前に設置し、メーターボックス内に収納して設置する。また、メーター交換時に作業の妨げとならない位置とする。

#### 4. 手続きの方法

##### 4. 1 申込みの手続き

##### 4. 1. 1 一般事項

- (1) 給水装置の工事を行うときは、あらかじめ滝沢市長の承認を受ける。
- (2) 滝沢市長は、必要があると認めるときは、申込者に対し当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。
- (3) 給水装置工事の設計及び施行は、滝沢市長が承認した指定工事事業者が行う。
- (4) 指定工事事業者が工事を施行しようとする場合、滝沢市長に申込みを行い設計について滝沢市長の審査を受ける。
- (5) 集合住宅（2戸以上で使用する給水装置をもって構成され、滝沢市長が給水装置に設置したメーター（以下「親メーター」という。）により給水される場合。）で次に該当する場合は、給水装置工事の申込みとは別に協議を行い指示を受けること。
  - ① 親メーター以降に所有者が設置するメーター（以下「子メーター」という。）により使用水量を計量しようとする集合住宅。
  - ② 各戸検針する集中検針方式による使用水量の計量しようとする集合住宅。

##### 4. 1. 2 給水装置工事申込書及び添付書類

- (1) 給水装置工事申込書 (様式第1号)  
必要事項を記入し、押印漏れのないように注意すること。
  - ① 申込者の住所・氏名・連絡先電話番号・印（記名及び押印は、記名をもってこれに代えることができる。）
  - ② 給水装置場所
  - ③ 所有者（当該給水装置の所有者）の住所・氏名・印
  - ④ 使用用途（一般・専用・臨時など）
  - ⑤ 指定工事事業者の指定番号・住所・事業者名・代表者名・印
- (2) 給水管分岐（土地使用）同意書 (別紙3)  
必要事項を記入し、双方とも押印漏れのないように注意すること。
  - ① 分岐同意書  
他人の給水装置から分岐する場合。
  - ② 土地使用同意書  
他人の土地及び他人の構築物に給水装置を設置する場合。
  - ③ 申込者（住所・氏名・印）
  - ④ 同意者（住所・氏名・印）
- (3) 給水装置工事設計審査申請書（承認書） (様式第3号)  
必要事項の記入漏れのないように注意すること。記名及び押印は、記名をもってこれに代えることができる。
  - ① 指定工事事業者の指定番号・事業者名・代表者名・主任技術者名・印
  - ② 申請工事の種別
  - ③ 給水装置場所
  - ④ 工事申込者の氏名
  - ⑤ 工期（契約の内容に沿って、必ず記入すること。）

- ⑥ 工事内容
  - ⑦ メーター口径
  - (4) 給水台帳 (別紙1)  
「申込み概要」について必要事項を記入すること。
  - (5) 使用材料確認書 (別紙2)  
品名・製造会社名・型式又は略号・呼び径・承認番号・特記事項について、記入すること。
  - (6) 給水装置工事設計図 (別図7)  
必要事項を記入する。
    - ① 位置図（申請地を表示）・平面図（隣接する給水装置のある宅地等の場合はその水栓番号を表示）・立面図・道路断面図・止水栓オフセットを記入し、申請で施工する部分を、わかりやすく表示すること。
    - ② 水栓番号・メーター口径・縮尺
    - ③ 工事名・申請地・団地名又は施設の名称・施工する指定工事事業者名・主任技術者名
    - ④ 検査年月日・配管図加除・竣工図入力・配管図番号（これらは、空欄を設ける）
    - ⑤ 受水槽式又は直結受水槽併用式の場合は、受水槽以下設備の平面図・立面図等の図面を別途添付すること。
4. 1. 3 給水装置工事申込書関係書類の作成  
給水装置工事申込書に係る関係書類は、1 給水装置につき 1 式の作成とする。ただし、滝沢市長が特に認めた場合はこの限りではない。
4. 1. 4 工事の申込方法  
条例第 5 条第 1 項及び施行規程第 2 条第 1 項により、給水装置工事申込書に係る必要関係書類を添付し申し込みを行う。
4. 1. 5 工事の申込取消し方法  
指定工事事業者は、給水装置工事の申込みを取り消すときは、施行規程第 2 条第 2 項により、「給水装置工事取消届」(様式第 2 号) に必要事項を記入し、速やかに滝沢市長に届ける。
4. 1. 6 設計変更の申込方法  
指定工事事業者は、申込みをした給水装置工事が設計変更の対象となる場合は、施行規程第 5 条第 3 項により、「給水装置工事設計変更承認申請書」(様式第 4 号) に必要事項を記入し、速やかに滝沢市長に申込みを行う。
4. 2 工事検査の手続き
4. 2. 1 一般事項
- (1) 指定工事事業者は、給水装置工事が完了したときは速やかに滝沢市長に「給水装置工事完成届」(様式第 5 号)、「給水装置工事竣工図」(別図 8) と検査手数料を添えて提出し、検査手数料の納入確認を受け、検査予定の一週間前までに検査日時の予約及び調整を行い、工事の検査を受ける。
  - (2) 現地検査には、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が立会う。
  - (3) 受水槽式給水の二次側竣工図（受水槽以降の配管系統図）は、一次側竣工図と同時に提出する。

- (4) 給水装置工事完成届には、指定工事事業者が作成し保管する「使用材料確認書」(別紙2)の写しを添付する。
- (5) 給水装置工事完成届には、主任技術者が作成する「給水装置工事完了検査前点検表」(別紙5)を添付する。
- (6) 給水装置工事完成届には、必要に応じて指示された工事写真等を添付する。
- (7) 給水装置工事申込み、承認を得た工事で申請の一部を通水し使用する場合は一部竣工といい、一部竣工検査を受けなければならない。  
一部竣工検査を受ける場合は、「給水装置工事完成届」(様式第5号)、「給水装置工事一部竣工図」と検査手数料を添えて提出し、検査手数料の納入確認を受け、写真確認等(給水装置の設置状況・メーター設置状況・耐圧試験実施状況・残留塩素測定状況等)による一部竣工検査ができるものとする。ただし、これによりがたい又は必要と認められる場合は、検査予定の一週間前までに検査日時の予約を行い、工事の一部竣工検査を現地にて受ける。給水装置工事完成届には、「使用材料確認書」(別紙2)の写しと「給水装置工事完了検査前点検表」(別紙5)を添付する。

#### 4. 2. 2 竣工図の作成

- (1) 竣工図(別図8)は、定められた記号をもって給水する家屋の平面、給水栓の取付け位置、給水管の布設状況、材料、器具、道路種別等を図示する。
- (2) 竣工図は、将来の維持管理の基本資料となるので、正確に作成する。
- (3) 竣工図は、一般的に位置図、平面図、立面図及び詳細図(止水栓オフセット・道路断面図等)に区分し、その書き方は一般土木製図法による。
- (4) 記号  
記号は、給水装置の表示標準による。
- (5) 縮尺
  - ① 位置図、立面図及び詳細図の縮尺は、適宜とする。
  - ② 平面図は1/100とするが、やむを得ないときは1/50から1/600以内とする。
- (6) 方位  
北の方向を上にするが、都合によって変更する場合は、矢印で方向(方位)を明らかにする。
- (7) 位置図
  - ① 位置図は、施工場所を中心として、その付近の地名、主たる建物名等を記入して当該場所が判断できるようにする。
  - ② 開発行為等の団地造成地に給水装置を新設する場合、一区画全体の区割りに申請地を記入する。
  - ③ ②の場合で、区割りをしていないところは、最寄の交差点の角から申請までの距離を記入する。
  - ④ 一般の給水装置を新設するとき、沿道に既設給水装置がある場合は、最寄の給水装置からの距離を、また、既設給水装置がない場合は、最寄の交差点の角から申請地までの距離を記入する。
- (8) 平面図
  - ① 建築物内部の各部屋名(玄関・台所・風呂・便所等)を記入する。
  - ② 配管経路及び給水栓の位置を記入する。
  - ③ 道路の舗装種別、歩車道の区別、公道・私道の区別、官民境界、石積み、ブ

- ロック塀、柵、汚水ます、マンホール、消火栓、仕切弁等を記入する。
- ④ 舗装道路と砂利道の境は、それぞれの距離を記入する。
  - ⑤ 既設給水装置から分岐する場合は、既設給水管の口径、管種、及び「水栓番号」を記入する。
  - ⑥ 配水管から分岐する場合は、既設配水管の口径、管種、及び「配水管番号」を記入する。ただし「配水管番号」のない場合はこの限りではない。
  - ⑦ 隣接する給水装置のある宅地等の場合はその水栓番号を記入する。
- (9) 立面図
- ① 平面図の真下又は右側に配置して紙上全体の均衡が図られるよう十分に注意する。
  - ② 平面図に表すことができない部分の工法及び材料を記入する。
  - ③ 平面図上で水平な線は立面図では水平及び右上がり45°の傾斜で、立上り部分は垂直に記入し、各箇所使用する管種、口径、各区分距離及び給水栓の種類等を記入する。
- (10) 詳細図
- ① 平面図及び立面図では判断できない配管(口径50mm以上の分岐からメーターまで、伏越し配管及び添架等)の場合は、その部分を拡大して記入する。
  - ② 止水栓オフセットは、平面図に記入するか、別図の詳細図として記入し、その基準となる測点は一定不変的であることを必要条件とし、基準点からの直線距離を記入する。
  - ③ 既設給水装置又は配水管からの分岐から第1止水栓までの道路断面図を記入する。

#### 4. 2. 3 工事写真

工事写真は、以下の事項に注意し撮影し、指示のある場合は竣工図に添付し提出する。

- (1) 写真の撮影の際は、被写体の寸法、深度等が判断できるようにスライドロッド又はリボンロッド等を使用し、撮影する。
- (2) 指定工事事業者、施工内容を明記した工所用黒板等を使用し、撮影する。

#### 4. 3 道路等占用・使用許可申請の手続き

##### 4. 3. 1 道路等占用・使用許可の申請

- (1) 道路等占用・使用許可の申請が必要な場合は、管理者又は所有者との事前協議を、指定工事事業者が行う。
- (2) 滝沢市が管理する道路に係る占用許可申請は、給水装置工事の申込み受付後、関係官公署に給水装置工事の申込者が申請を行う。
- (3) 滝沢市が管理する河川に係る占用許可申請は、給水装置工事の申込み受付後、関係官公署に滝沢市長が申請を行う。指定工事事業者は、その必要な書類および図面を作成して給水装置工事申込書に添付し提出する。
- (4) 盛岡市が管理する道路及び河川に係る占用許可申請は、給水装置工事の申込み受付後、関係官公署に給水装置工事の申込者が申請を行う。
- (5) 国・県が管理する道路及び河川に係る占用許可申請は、給水装置工事の申込み受付後、関係官公署に滝沢市長が申請を行う。指定工事事業者は、その必要な書類および図面を作成して給水装置工事申込書に添付し提出する。
- (6) 土地改良区等の水路及び農道に係る管理施設(土地)使用等協議及び申請は、給水装置工事の申込み受付後、関係官公署に滝沢市長が申請を行う。指定工

事事業者は、その必要な書類および図面を作成して給水装置工事申込書に添付し提出する。

- (7) 私道等に係る使用同意は、申込者又は指定工事事業者が所有者より「給水管分岐（土地使用）同意書」[\(別紙3\)](#)により同意を取り、給水装置工事申込書に添付する。
- (8) 警察の道路使用許可申請は、道路占用許可を受けた後、所轄各警察署に指定工事事業者が申請を行う。
- (9) 工事着手一週間前までに着手届を工程表 [\(任意様式\)](#) 及び必要書類を添付し提出すること。また天候及び何らかの理由等により工程の変更が生じた場合は速やかに報告し、協議すること。

#### 4. 3. 2 工事写真

工事写真を完成届・回復届に添付し提出する。工事写真は以下の事項に注意し撮影する。

- (1) 写真の撮影の際は、被写体の寸法、深度等が判断できるようにスライドロッド又はリボンロッド等を使用し、撮影する。
- (2) 指定工事事業者、施工内容を明記した工事中用黒板等を使用し、撮影する。
- (3) 標準的な撮影内容
  1. 着工前
  2. カッター工（影響幅にはカッター入れを行わない。）
  3. 舗装厚の状況
  4. 開削分岐配管状況（分岐止め状況）
  5. 砂、埋戻し転圧・完了状況
  6. 水締め状況
  7. クラッシャーラン及び粒調砕石等、埋戻し転圧・完了状況
  8. 常温又は加熱アスファルト合材等による仮復旧転圧・完了状況
  9. カッター工（影響幅カッター入れ）
  10. 不陸整正状況
  11. 転圧状況
  12. 路盤下がり測定状況
  13. プライムコート乳剤散布状況
  14. 舗設状況
  15. 転圧状況
  16. 基層下がり測定状況
  17. タックコート乳剤散布状況
  18. 舗設状況
  19. 転圧状況
  20. 道路標示等施工
  21. 完成
- (4) その他、道路管理者等の指示に事項による。

#### 4. 3. 3 占用許可申請添付書類

占用申請に係る添付書類は次の表による。申請書・着手届・完成届の様式は各管理者へ問合せください。

添付書類

	滝沢市管理 道 路	盛岡市管理 道路・河川	滝沢市管理 河 川	国 道	県 道	土地改良区 (農道・水路等)
申請者	給水装置工事の 申込者	給水装置工事の 申込者	滝沢市長	滝沢市長	滝沢市長	滝沢市長
申請書	申請書 1部 図面 1部 (各管理者へ提出)	申請書 2部 図面 2部 (各管理者へ提出)	申請書 2部 図面 2部	申請書 3部 図面 3部	申請書 3部 図面 3部	申請書 3部 図面 3部
着手届	着手届 1部 工程表 1部 (各管理者へ提出)	各管理者へ問合 せ	着手届 2部 工程表 2部	着手届 2部 道路使用許可の 写し 2部 工程表 2部	着手届 2部 道路使用許可の 写し 2部 工程表 2部	着手届 2部 道路使用許可の 写し 2部 工程表 2部
完成届	完成届 1部 工事写真 1部 (各管理者へ提出)	完成届 1部 工事写真 1部 (各管理者へ提出)	完成届 2部 回復届 1部 工事写真 2部	完成届 2部 回復届 1部 工事写真 2部	完成届 2部 回復届 1部 工事写真 2部	完成届 2部 回復届 1部 工事写真 2部
冬季間 掘 削 規 制	1 2月 2 1日～ 2月末日	各管理者へ問合 せ	各管理者へ問合 せ	各管理者へ問合 せ	各管理者へ問合 せ	各管理者へ問合 せ
問合先	滝沢市都市整備 部道路課	盛岡市建設部道 路管理課	滝沢市都市整備 部河川課	岩手河川国道事 務所国道維持出 張所	盛岡広域振興局 土木部管理課	岩手山麓土地改 良区

4. 4 水栓番号通知の時期

給水装置工事申込み関係書類を提出し設計審査に適合した後、申込み時に提出された「給水装置工事設計審査申請書（承認書）」[\(様式第3号\)](#)により、工事施工の承認書の交付と水栓番号の通知をする。ただし、新設工事（開発工事・予定栓工事・先行工事を含む）に限り、新たな水栓番号（開発番号・予定栓番号・先行工事番号）を通知する。

4. 5 メーター取付けの時期

工事施工の承認書の交付と水栓番号の通知を受けた後、給水装置工事完成届及び「物品受領（返納）」書」[\(別紙4\)](#)を提出し、水栓番号が貼られたメーターを受け取り、竣工検査前に取付けを行う。

4. 6 通水の時期

竣工検査に合格した後通水する。

4. 7 開発行為等の手続き

4. 7. 1 開発行為又は先行取出し工事の手続法

- (1) 開発行為等による開発区域内の取出し工事及び先行取出し工事は、「給水計画事前協議申請書」[\(別紙6\)](#)に、必要事項の記入及び必要図書を添付し提出す



る。

(2) 「給水計画事前協議申請書」[\(別紙6\)](#)に対する滝沢市長からの回答書に指示された事項を厳守し、開発及び先行工事の給水装置工事申込みを行う。

(3) 「給水計画事前協議申請書」[\(別紙6\)](#)に添付する書類(各2部)

- |                              |              |
|------------------------------|--------------|
| ① 位置図                        | 1 / 50、000以上 |
| ② 現況図(配管図)                   | 1 / 2,500以上  |
| ③ 造成計画平面図                    | 1 / 1,000以上  |
| ④ 給水計画平面図(消防水利含む)            | 1 / 1,000以上  |
| ⑤ 道路標準断面図(地下埋設物を図示のこと)       | 1 / 50以上     |
| ⑥ 建築物平面図(一般住宅は除く)            | 1 / 100以上    |
| ⑦ 利害関係人の同意書(写)(給水管理設、消火栓設置等) |              |
| ⑧ その他必要な図書(水理計算書等)           |              |

(4) 承認後、工程表を提出し着手前に工事打ち合わせを行うこと。

#### 4. 7. 2 無償譲渡の手続き

(1) 開発行為等で布設する共用管(配水管等)は、工事竣工後滝沢市長に無償譲渡を行うものとする。

(2) 既設の共用管(配水管等)は、所有者からの申し出により、滝沢市長に無償譲渡を行うものとする。

(3) 無償譲渡は、滝沢市水道事業会計規程第66条の規程により「配水管等譲渡承諾書」[\(別紙7\)](#)に必要な事項を記入し、滝沢市長に手続きを行う。

(4) 「配水管等譲渡承諾書」[\(別紙7\)](#)に添付する書類(各2部)

- ① 契約書(注文書)の写し
- ② 契約概要書
- ③ 工事内訳書
- ④ 精算書
- ⑤ 竣工図
- ⑥ 写真

#### 4. 8 所有者変更等の手続き

給水装置の所有者に変更があった場合は、条例・施行規程・集合住宅の料金徴収事務取扱要綱に基づき、滝沢市長に届けなければならない。

##### 4. 8. 1 所有者変更の手続き

給水装置の所有者に変更があった場合は、条例第18条第2項第2号及び集合住宅の料金徴収事務取扱要綱第8条の規程に基づき「給水装置所有者変更届」[\(様式第11号\)](#)に必要な事項を記入し滝沢市長に提出する。

(1) 所有者変更の事由

- ① 相続による場合。  
所有者の死亡等により継承されるもの。
- ② 売買による場合。  
土地または建物の売買に伴うもの。
- ③ 譲渡による場合。  
譲り渡されたもの。
- ④ 贈与による場合。  
所有者から無償で与えられたもの。

- ⑤ 代表者変更による場合。
  - ア 自治会等の代表者が変更されたもの。
  - イ 法人等で代表者に変更のあったもの。
- ⑥ 氏名変更の場合。
  - 婚姻等で氏名を変更されたもの。
- ⑦ 社名変更の場合
  - 法人等で社名を変更されたもの。
- (2) 「給水装置所有者変更届」(様式第11号)の記入事項
  - ① 届出者の住所・氏名・電話番号・捺印(記名及び押印は、記名をもってこれに代えることができる。)
  - ② 給水装置場所
    - 給水装置のある場所
  - ③ 給水種別及び番号
    - ア 給水種別は、「使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)の用途に記載された、一般の各専用又は共用を指す。
    - イ 番号は、水栓番号を指し、「使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)の水栓番号及び、「水道料金等納入通知書兼領収書」の水栓番号に記載された番号。
  - ④ 新所有者の住所・氏名・捺印
  - ⑤ 旧所有者の住所・氏名・捺印
  - ⑥ 変更年月日
  - ⑦ 理由
    - 売買・相続・贈与等の変更理由。
  - ⑧ 摘要
    - 特に記載しておくべき事項がある場合には、記入する。
  - ⑨ 届出は原則として、旧所有者からの届出とするが、旧所有者が死亡・所在不明・その他の理由により、その者の署名捺印が得られない場合は、新所有者からの届出とし、取得したことを証明する書類を添付する。
- (3) 手続き方法
  - ① 届出は原則として、旧所有者からの届出とする。
  - ② 新・旧所有者の捺印がある場合は添付書類は不要。
  - ③ 法人・団体等の捺印は代表者公印とする。
  - ④ 旧所有者が個人で捺印が得られない場合
    - ア 旧所有者が死亡の場合(変更理由が相続)
      - 新所有者の旧所有者との続柄を摘要欄に記入する。
    - イ 旧所有者が所在不明の場合
      - 新所有者として証明できる土地・家屋登記簿謄本(写)又は売買契約書(写・金額不要)等を添付する。
  - ⑤ 旧所有者が法人等で捺印が得られない場合
    - 旧所有者が所在不明の場合
      - 法人登記簿謄本(写)又は売買契約書(写・金額不要)等を添付する。
  - ⑥ 法人等で合併、商号変更又は代表者変更した場合
    - 合併、商号変更又は代表者変更後の法人登記簿謄本(写)等を添付する。
  - ⑦ 同一番地で、枝番が違い新旧所有者が同一の場合

装置場所欄に代表する地番を記入し「ほか」と記入する。

給水種別及び番号の欄の水栓番号に、該当する水栓番号を全て記入する。

- ⑧ 同一番地で、枝番が違い旧所有者が2以上であって、新所有者が同一の場合、旧所有者ごとに提出する。ただし、添付する書類は一括処理する。

#### 4. 8. 2 代理人選定の手続き

条例第14条・第15条・第18条・施行規則第10条・第11条・第14条及び集合住宅の料金徴収事務取扱要綱第8条に基づき代理人又は管理人を選定し「給水装置所有者の代理人（管理人選定）届」[（様式第8号（第10条・第11条関係）](#)）又は「給水装置代理人（管理人）変更届」[（様式第13号（第14条関係）](#)）に必要事項を記入し、滝沢市長に届けなければならない。

##### (1) 代理人の選定

給水装置の所有者が滝沢市内若しくは給水区域内に居住しない場合。

##### (2) 代理人を変更した場合。

##### (3) 所有者が滝沢市内若しくは給水区域内に居住し、代理人の必要なくなった場合。

##### (4) 「給水装置所有者の代理人（管理人選定）届」[（様式第8号（第10条・第11条関係）](#)）の記入事項

必要事項の記入漏れのないように注意すること。記名及び押印は、記名をもってこれに代えることができる。

##### ① 届出者（所有者）の住所・氏名・電話番号・捺印

##### ② 給水装置場所

給水装置のある場所

##### ③ 給水種別及び番号

ア 給水種別は、「使用水量・料金等のお知らせ」（検針票）の用途に記載された、一般の各専用又は共用を指す。

イ 番号は、水栓番号を指し、「使用水量・料金等のお知らせ」（検針票）の水栓番号及び、「水道料金等納入通知書兼領収書」の水栓番号に記載された番号。

##### ④ 代理人の住所・氏名・電話番号・捺印

##### ⑤ 管理人の管理する物件の戸数及び人数

##### ⑥ 管理人の住所・氏名・電話番号・捺印・職業

##### ⑦ 摘要

特に記載しておくべき事項がある場合には、記入する。

##### (5) 「給水装置代理人（管理人）変更届」[（様式第13号（第14条関係）](#)）の記入事項

##### ① 届出者（所有者）の住所・氏名・電話番号・捺印（記名及び押印は、記名をもってこれに代えることができる。）

##### ② 給水装置場所

給水装置のある場所

##### ③ 給水種別及び番号

ア 給水種別は、「使用水量・料金等のお知らせ」（検針票）の用途に記載された、一般の各専用又は共用を指す。

イ 番号は、水栓番号を指し、「使用水量・料金等のお知らせ」（検針票）の水栓番号及び、「水道料金等納入通知書兼領収書」の水栓番号に記

載された番号。

- ④ 旧代理人（旧管理人）の住所・氏名・電話番号・捺印
- ⑤ 新代理人（新管理人）の住所・氏名・電話番号・捺印
- ⑥ 摘要

特に記載しておくべき事項がある場合には、記入する。

(6) 手続き方法

- ① 法人・団体等の捺印は代表者公印とする。
- ② アパート・貸家等の集合住宅の場合  
水栓番号記入欄には該当する水栓番号全てを記入する。

## 5. 検査

### 5. 1 竣工検査

給水装置工事の検査は、法第16・17・18・19条、条例第24条及び、当基準に基づき竣工検査を行う。

#### 5. 1. 1 検査の種類

給水装置工事の検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 立会検査

分岐部分等完了検査時に確認できない部分の検査及び耐圧試験による検査

- ① 指定工事事業者に指定を受け、初めての分岐工事
- ② 分岐口径40mm以上の分岐工事
- ③ その他、特に滝沢市長の指示がある場合

(2) 一部竣工検査

給水装置工事申込み、承認を得た工事で申請の一部を通水し使用する場合で、滝沢市長が特に指示した場合を除き、水質の確認及び耐圧試験・水道メーターの作動状況及びメーター指針を主任技術者が確認し、一部竣工図面・写真（水質・耐圧・メーター設置・メーター指針・全景等の判断ができるもの）及び給水装置工事完了検査前点検表（別紙5）に基づき確認を行う検査  
ただし、写真確認等による一部竣工検査ができるものとし、これによりがたい又は必要と認められる場合は、検査予定の一週間前までに検査日時を予約を行い、工事の一部竣工検査を現地にて行う。

(3) 完了検査

① 書類検査

給水装置工事設計図（別図7）、給水装置工事竣工図（別図8）及び使用材料確認書（別紙2）、給水装置工事完了検査前点検表（別紙5）に基づき確認を行う検査

※1 受水槽式又は直結受水槽併用式の場合は、受水槽以下設備の平面図・立面図等の竣工図、集中検針の場合は加えてメーターピット内配管詳細図を別途添付すること。

※2 二次側配管（ボイラー以降等）について竣工図を別途添付すること。

※3 集中検針を行う集合住宅等の場合は、検査実施前に管内洗浄に併せ各戸メーターおよび集中検針盤の動作確認を主任技術者の責任において行っておくこと。

※4 その他、特に滝沢市長の指示のあった図書の提出。

② 現場検査

給水装置工事竣工図と現場との照合、機能試験、耐圧試験及び水質の確認、水道メーターの作動状況の確認を行う検査  
(ただし、撤去等で写真等による確認が行えると判断されるときは、省略する場合がある。)

③ 写真検査

給水装置工事竣工図と工事写真を照合し、確認を行う検査

(4) 再検査

検査の種類で示された(1)～(3)の検査において、不合格の部分がある場合に再度行う検査

5. 1. 2 検査員

給水装置工事の検査は、滝沢市長が指名した職員(以下「検査員」という。)が行う。

5. 1. 3 完了検査前の確認

主任技術者は、完了検査前に次の事項を確認するものとする。ただし、その必要がないと認めたものは、この限りではない。

- (1) 給水装置工事竣工図等により、給水装置が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する構造・材質基準(以下「構造・材質基準」という。)に適合していること。
- (2) 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験(残留塩素測定等)を行うこと。
- (3) 給水装置工事完了検査前点検表(別紙5)の確認事項のうち、該当する事項の確認を行うこと。

5. 1. 4 給水装置工事完了検査申込書の提出

- (1) 工事事業者は、給水装置工事が完了したときは遅滞なく給水装置工事完成届(様式第5号)に検査時に必要な添付書類を添付し提出するものとする。
- (2) 前項の場合において滝沢市長は、提出日時を指定できるものとする。
- (3) 給水装置工事竣工図の作成方法については、滝沢市長が定める。

5. 1. 5 検査の方法

(1) 書類検査

滝沢市長は、4. 1. 4 (1)に規定する書類が提出されたときは、直ちに書類検査を行い、現場検査の日時調整をする。

(2) 現場検査

書類検査後調整を行った日時に、現場検査を行う。

① 耐圧試験

ア 検査員は、竣工した給水装置に試験耐圧及び加圧時間により漏水の有無を確認する。ただし、改造等の工事で、既設の給水装置を破損するおそれのある場合は、検査員の指示する試験耐圧及び加圧時間とすることができ。または、耐圧試験を省略することができる。

布設した給水管の最大口径 (mm)	試験耐圧 (水圧) (MPa)	加圧時間 (分)	備考
φ 25mm 以下	1.00 以上	3分以上	
φ 30～φ 50mm	1.00 以上	5分以上	
φ 75mm 以上	1.00 以上	30分以上	

イ 検査員は、5. 1. 5 (2) ①アに示す以外に必要と判断される場合は、試験耐圧及び加圧時間および試験耐圧の記録等について、別途指示できる

ものとする。

ウ 給湯配管は、耐圧試験を行わない。

- ② 給水装置工事竣工図の確認  
給水管の種類、口径、延長、配管及びメーター位置について、給水装置工事竣工図と現場の照合を行う。
- ③ 使用材料の確認  
使用した給水管及び給水器具が構造・材質基準に適合した製品であることの確認を行う。
- ④ 防寒対策の確認  
立上り露出配管及びメーター等凍結のおそれのある部分の防寒対策が適切であるか確認する。
- ⑤ 機能試験  
通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーターを経由していることの確認及び給水用具の吐水量、動作状態について確認を行う。
- ⑥ 埋設部及び隠ぺい部の確認  
現場検査において確認できない部分は、工事中に撮影した写真により確認を行う。ただし、検査員が特に指示した場合は、現地を掘削する等により目視で確認を行うことができる。
- ⑦ 水質の確認  
残留塩素を測定するほか、臭気、味、色及び濁り等に異常がないか確認を行う。

#### 5. 1. 6 再検査

- (1) 検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、再検査を行うものとする。ただし、軽微な手直し工事又は給水装置工事竣工図の訂正等で検査員が必要でないと認めたときは、この限りでない。
  - ① 耐圧試験において、試験耐圧を定められた時間保持できなかったもの。
  - ② 給水装置工事竣工図と現場の給水装置が整合しないもの。
  - ③ 防寒対策が不完全なもの。
  - ④ 構造・材質基準に適合していない給水装置を設置したもの。
  - ⑤ その他条例及び施行規程に定める基準に適合しないもの。
- (2) 前項ただし書きにおいて、検査員から訂正等を求められた主任技術者は、一週間以内にこれを行い報告及び訂正図書の提出を行わなければならない。

#### 5. 1. 7 給水装置工事主任技術者等の立会

- (1) 滝沢市長は、立会検査、一部竣工検査及び完了検査を行う給水装置について、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の9の規定による給水装置工事主任技術者の立会のほか、給水装置工事主任技術者がその責任において指名した者で、施行した給水装置が構造・材質基準に適合していること等、当該給水装置工事の内容について検査員に説明できる者を立会わせる。
- (2) 指定工事事業者は、前項の求めに対して正当な理由がある場合を除き、これを拒むことはできない。

#### 5. 1. 8 検査合格後の通知

指定工事事業者は、完了検査合格後直ちにその旨を当該給水装置工事の申込者に通知し、給水装置の取扱い及び水抜き操作等の説明を行うと共に、特に必要と認められる場合又は集合住宅等については給水装置の取扱い及び水抜き操作等を記したマニユ

アルを作成し、それぞれ備え付けるものとする。

## 6. その他

### 6. 1 維持管理

- (1) 給水装置の維持管理は次により行うものとする。  
給水装置の管理義務は、所有者又は管理責任者にあるが、第1止水栓上流側の修繕については、所有者等が善良な管理義務を怠ったとき以外は滝沢市長が修繕費用を負担する。
- (2) 給水装置に設置するメーター（「親メーター」という。）は使用水量を計量するために滝沢市長が設置するものであり、点検及び修理・検定期間満了に伴う交換等については、滝沢市長が行うものとする。ただし、故意又はその他の理由で破損等が発生した場合は原因者によって弁償させる。

## II. 3階建て直結給水施行基準

### 1. 3階建て建築物直結給水施行基準

#### 1. 目的

この基準は受水槽式給水としている3階建て建築物を直結式給水とする場合の給水装置の設計及び施工に関して必要事項を定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適性な施行を図ることを目的とする。

なお、この基準に明記されていないものについては「給水装置工事設計施行基準」(以下「施行基準」と略す。)等によるものとする。

#### 2. 用語の定義

この基準において用いられる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 専用住宅とは、専ら居住用に供する建築物をいう。
- (2) 店舗等併用住宅とは、居住用に供する部分と店舗、事務所等の用に供する部分を併用した建築物をいう。
- (3) 共同住宅とは、専用住宅を集合した建築物をいう。
- (4) 高置タンク直送式給水とは、受水槽を設けず直接高置タンクに給水することをいう。

#### 3. 適用範囲

上水道事業給水区域内の3階建て建築物で、以下の条件に適合しているものに限り認めるものとする。

ただし、既存の3階建て建築物は、当分の間適用を除外する。

##### (1) 対象地区

最小動水圧が年間を通し、原則として0.196MPa(2.0Kg/cm<sup>2</sup>)を確保でき、口径50mm以上の配水管が布設されている地域とする。

ただし、口径50mmについては管網を形成している場合に限る。

##### (2) 対象建物

###### ① 直結式給水

イ) 3階建て専用住宅

ロ) 店舗等、併用住宅(一日最大使用水量が10m<sup>3</sup>以下)とする。

ハ) 共同住宅(一日最大使用水量が10m<sup>3</sup>以下、戸数は1棟で9戸まで)とする。

ニ) 給水管の取出しは口径は40mm以下とする。

ホ) 建物最上階の給水栓等の高さは、原則として配水管布設道路面から8m以内とする。

###### ② 高置タンク直送式給水

イ) 3階建て共同住宅(一日最大使用水量が12m<sup>3</sup>以下、戸数は1棟で10戸～12戸まで)とする。

ロ) 給水管の取出しは口径は40mm以下とする。

ハ) 建物最上階の給水栓等の高さは、原則として配水管布設道路面から8m以内とする。



#### 4. 給水装置の設計

##### (1) 事前協議

給水申請者は、給水装置の設計着手前に「3階建て直結給水事前協議申請書」([様式第20号](#))を滝沢市長に提出し、3階建て建築物の協議をすること。

##### (2) 設計水圧

直結式給水、高置タンク直送式給水

- ・ 配水管年間最小動水圧 [0.196MPa (2.0Kgf/cm<sup>2</sup>) 以上]
- ・ 設計水圧 [0.196MPa (2.0Kgf/cm<sup>2</sup>) 以上]

##### (3) 設計水量

###### ① 直結式給水

器具の用途別水量とその同時使用率を考慮した水量とする。

同時使用率を考慮した給水栓数

給水栓数 (栓) — 同時使用水栓数 (栓)

1	—	1
2～6	—	2
7～10	—	3
11～15	—	4
16～20	—	5
21～30	—	6

###### ② 高置タンク直送式給水

高置タンクへの給水量は、タンクの容量と使用水量の時間的変化を考慮して定めるものとする。

一日最大使用水量を使用時間で除した水量に、ピーク係数 (4以上) を乗じた水量とする。

##### (4) 器具類の損失水頭の直管換算表

「施行基準」([別表9](#))による。

#### 5. 給水装置の構造及び施工

##### (1) 直結式給水

###### ① 材料及び器具の選定

材料及び器具は、圧力損失の少ないものを使用する。

###### ② 配管

イ) 立上り配管は、口径25mm以下で、かつ、器具類及び必要水圧等を考慮して、原則として各階ごとに単独配管とする。

ロ) 2～3階の立上り管は、建物の外部又はパイプシャフト内など修繕等が容易にできるよう考慮した配管とし、管の保護、支持を行うものとする。

###### ③ 水抜栓

水抜き装置は電動水抜栓を設置する。

###### ④ 構造及び施工

構造及び施工は「施行基準」および、別に定める「[給水装置の構造及び材質に関する規程](#)」によるものとする。

##### (2) 高置タンク直送式給水

###### ① 材料

高置タンクまでの材料については、「施行基準」および、別に定める「[給水装置](#)

[の構造及び材質に関する規程](#)によるものとする。

- ② 配管
    - イ) 建物の外部又はパイプシャフト内など修繕等が容易にできるよう考慮した配管とし、管の保護、支持を行うものとする。
    - ロ) 定水位弁の取付け位置は、地上（整地盤）から1.5m以上とする。
    - ハ) 立上り管には地上1.5m以内に止水器具を設置する。
  - ③ 有効容量
    - 一日最大使用水量の10分の1程度を標準とする。
  - ④ 構造及び設置
    - 構造及び設置等は「受水槽以下設備の設置基準」の定めによるものとする。
- (3) メーター
- ① 直結式給水のメーター設置は、地付けで「施行基準」および、別に定める「給水装置の構造及び材質に関する規程」によるものとする。
  - ② 高置タンク直送式給水のメーター（親メーター）設置は、地付けで「施行基準」および、別に定める「給水装置の構造及び材質に関する規程」によるものとし、所有者が設置する子メーターは「受水槽以下設備の設置基準」「遠隔指示装置付水道メーターの設置要綱」によるものとする。

## 6. 維持管理

給水装置の維持管理は次により行うものとする。

給水装置の管理義務は、所有者又は管理責任者にあるが、第1止水栓上流側の修繕については、所有者等が善良な管理義務を怠ったとき以外は滝沢市長が修繕費用を負担する。直結式給水の維持管理は「3階建て建築物に係る直結給水の管理基準」により行うものとする。

高置タンク直送式給水の維持管理は「3階建て建築物に係る高置タンク直送給水の管理基準」により行うものとする。

### 2. 3階建て建築物に係る直結給水の管理基準

「給水装置工事設計施行基準」の直結式給水方式を3階建て建築物まで拡大し、「3階建て建築物直結給水施行基準」に適合し、受水槽を設置することなく直結給水する場合の給水装置について管理基準を次のように定める。

#### 1. 管理の基本

受水槽式給水によることなく直結給水を受ける3階建て建築物（以下「直結給水建築物」という。）は、「3階建て建築物直結給水施行基準」（以下「直結給水施行基準」という。）に基づき維持管理を行うものとする。

#### 2. 維持管理等

- (1) 所有者又は管理権限を有する者（以下「所有者等」という。）は、給水装置の水道メーター下流部に関して専用部分及び共有部分に応じ、その責任の区分をあらかじめ定め、費用の負担区分を明らかにするものとする。
- (2) 所有者等は、給水装置の維持管理を行う者として指定工事事業者を選定し、修繕等が発生した場合の速やかな対応等について、所有者と指定工事事業者との間で

お互いに確認を取るものとする。

### 3. 水道使用に係る事項

- (1) 水道使用に関する諸届け及び水道料金等に関しては、滝沢市水道事業給水条例及び同規程により行うものとする。
- (2) 所有者等は、各戸使用者の諸費用の負担、給水装置等の維持管理に関する事項をあらかじめ周知するものとする。
- (3) 電動水抜栓は、屋外から容易に操作できるものを「3階建て建築物直結給水施行基準」に基づき設置するものとする。
- (4) 集合住宅（2戸以上で使用する給水装置をもって構成され、滝沢市長が給水装置に設置したメーター（以下「親メーター」という。）により給水される場合。）で次に該当する場合は、給水装置工事の申込みとは別に協議を行い指示を受けること。
  - ① メーター以降に所有者が設置するメーター（以下「子メーター」という。）により使用水量を計量しようとする集合住宅。
  - ② 各戸検針する集中検針方式による使用水量の計量しようとする集合住宅。

### 4. 所有者等の責務

所有者等は、直結給水建築物の譲渡又は賃借を行うときは、あらかじめこの基準に定めた事項について、譲渡人又は借受人に通知し、その承諾を得なければならない。

譲渡する場合は、承継人（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律69号）の適用を受ける建物であるときは、区分所有者から専任された管理者又は管理組合）との連名のうえ滝沢市長に届出るものとする。

### 5. 用途変更の禁止

- (1) 直結給水建築物の申請において許可された用途は変更できないものとする。ただし、用途内容が同種で「3階建て建築物直結給水施行基準」に基づき許可された一日最大使用量以内の場合はこの限りではない。
- (2) 管理者は、無届による用途変更を知ったときは、直ちに「3階建て建築物直結給水施行基準」に基づき改善措置を命じ、改善に応じない場合は直結給水建築物の許可を取消し、その事由が継続する管の給水を停止することができる。
- (3) 前項の規定により生じた全ての損害について、滝沢市長は一切の責を負わないものとする。

### 6. 改造工事等

- (1) 直結給水建築物の改築工事に伴う給水装置の改造工事等を施行する場合は、事前に協議のうえ行うものとする。
- (2) 直結給水方式から高置タンク直送給水方式等に変更する場合は、「3階建て建築物直結給水施行基準」に基づき行うものとする。
- (3) 直結給水方式から受水槽式給水に変更する場合は、「受水槽以下設備の設置基準」に基づき行うものとする。
- (4) 前項の改造工事を施工する場合に、利害関係者等から意義の申し立て及び苦情等が生じた場合は、所有者の責任において処理するものとする。

### 3. 3階建て建築物に係る高置タンク直送給水の管理基準

高置タンク直送給水による配管設備の管理基準を次のように定める。

#### 1. 管理の基本

集合住宅等（共同住宅、ビル等の飲用に水道水を一旦高置タンクに受け各戸、各階に配水する形態をとる建築物）における導管設備は、水道法（昭和32年法律177号。以下「法」という。）第3条大9項に規定する給水装置には該当しないものであり、その管理については集合住宅等建物の所有者又は管理権限を有する者（以下「所有者等」という。）が、この基準及び関係法令を遵守し、自己の責任において行うものとする。

#### 2. 導管設備の維持管理等

- (1) 所有者等は、導管設備の維持管理について集合住宅等の専有部分及び共有部分に応じ、その責任の区分をあらかじめ定めることにより費用の負担区分を明らかにするものとする。
- (2) 所有者等は、給水装置の維持管理を行う者として指定工事事業者及び簡易専用水道設備業者を選定し、修繕等が発生した場合の速やかな対応等について、所有者と業者との間でお互いに確認を取るものとする。
- (3) 所有者は、導管設備の水質保全を確保するため、厚生労働大臣から指定された検査機関で定期の水質検査を受けるものとする。

#### 3. 水道使用にかかる事項

- (1) 集合住宅（2戸以上で使用する給水装置をもって構成され、滝沢市長が給水装置に設置したメーター（以下「親メーター」という。）により給水される場合。）で次に該当する場合は、給水装置工事の申込みとは別に協議を行い指示を受けること。
  - ① 受水槽以下の設備を使用する集合住宅における各戸計量徴収の取扱い（メーター以降に所有者が設置するメーター（以下「子メーター」という。）により使用水量を計量しようとする。）をしようとする集合住宅。
  - ② 各戸検針する集中検針方式による使用水量の計量しようとする集合住宅。

#### 4. 所有者等の責務

- (1) 入居者等の転居に伴う手続き方法を定め、水道料金等の精算を遅滞なく円滑に行うものとする。
- (2) 所有者等は、集合住宅等の譲渡又は賃借を行うときは、あらかじめこの基準に定めた事項について、譲渡人又は借受人に対し通知し、その承諾を得るものとする。
- (3) 所有者等は、集合住宅等を譲渡する場合は、この基準により定めている導管設備管理に係る諸事項について承継人に引継ぎ、承継人と連名のうえ滝沢市長に届出るものとする。

#### 5. 用途変更の禁止

- (1) 直結給水建築物の申請において許可された用途は変更できないものとする。ただし、用途内容が同種で「3階建て建築物直結給水施行基準」に基づき許可された一日最大使用量以内の場合はこの限りではない。

- (2) 管理者は、無届による用途変更を知ったときは、直ちに「3階建て建築物直結給水施行基準」に基づき改善措置を命じ、改善に応じない場合は直結給水建築物の許可を取消し、その事由が継続する管の給水を停止することができる。
- (3) 前項の規定により生じた全ての損害について、管理者は一切の責を負わないものとする。

#### 6. 改造工事等

- (1) 高置タンク直結給水建築物の改築工事に伴う給水装置の改造工事等を施行する場合は、事前に協議のうえ行うものとする。
- (2) 高置タンク直送給水方式から直結給水方式等に変更する場合は、「3階建て建築物直結給水施行基準」に基づき行うものとする。
- (3) 直結給水方式から受水槽式給水に変更する場合は、「受水槽以下設備の設置基準」に基づき行うものとする。
- (4) 前項の改造工事を施工する場合に、利害関係者等から意義の申し立て及び苦情等が生じた場合は、所有者の責任において処理するものとする。

### Ⅲ. 受水槽以下設備取扱要綱

#### 1. 総 則

##### 1. 1 目的

この要綱は、受水槽以下設備（以下「導管設備」という。）の施行及び管理を適正かつ合理的に行うため「滝沢市水道事業給水条例」に基づき導管設備の施行についてその適正な運営を図ることを目的とする。

##### 1. 2 適用範囲

滝沢市の上水道水を水源とし、受水槽式給水により給水される施設に適用する。

##### 1. 3 協 議

受水槽式給水となる場合は、新築、増改築等に関わらず「受水槽式給水事前協議申請書」[\(様式第2 2号\)](#)により滝沢市長と協議を行うものとする。

#### 2. 受水槽

##### 2. 1 容量の決定

受水槽の有効容量は、一日計画最大使用水量の4/10～6/10程度を標準とする。  
高置水槽を設置する場合は、一日計画最大使用水量の1/10程度を標準とする。  
ただし、高置水槽の水量は、受水槽の有効容量には含まれないものとする。

##### 2. 2 構造と設置条件

受水槽の材質は、十分な強度を有し耐久性に富み、水槽内の水が汚染されないもので、かつ、保守点検が容易に行えるものとし、構造基準は建築基準法等に基づくものとする。

- (1) ボールタップは、吐水口空間を確保し流入管には止水器具を取付ける。
- (2) マンホールは、直径60cm以上の円が内接する大きさとし、衛生上有害なものが入らないよう周囲の面より高くし、密閉型で施錠できるようにする。
- (3) オーバーフロー管は、ラップロを高水位に設け流入量等を考慮して決定する。  
なお、管端部は間接排水とするため排水管及び排水ます等とは、有効は排水口空間を設けるとともに、管端開口部から衛生上有害なものが入らない場所とし、更に金網を取付ける等の措置を講じる。
- (4) 水抜き管は、槽底の最低部に取付けるとともに、仕切弁は流出部側近に設け、短時間に排水できるように考慮する。
- (5) 通気装置は、汚水等の流入やその他衛生上有害なものが入らないようにし、管端部には防虫網を取付ける。
- (6) 受水槽には、必要に応じて昇降に安全なタラップを設置する。
- (7) 水槽には、高水位・低水位警報装置を設置する。
- (8) 受水槽は、地上式・半地下式、又は床置き式とし、受水槽の底・周囲の壁は外部から容易かつ安全に保守点検（6面管理）ができるよう建物や他の構造物等から60cm以上、天井は1m以上の離隔をとり設置する。
- (9) 受水槽を地下に設置する場合は、保守点検等の維持管理が常時安全にできるよう考慮する。

- (10) 受水槽を建物内部に設置する場合は、受水槽上部空間には、空調機器・ボイラー・ポンプ等の設備及び排水管、空調関係管等の配管をしない。
- (11) 水道水を受ける受水槽には、井戸水を混入できない。

### 3. 受水槽以降の設備

#### 3. 1 給水方式

受水槽以降での給水方式は、高置水槽式・多段式高置水槽式・ポンプ直送式（加圧ポンプ式・圧力タンク式）・蓄圧タンク式等がある。

#### 3. 2 給水方式の条件

導管設備は、受水槽に準じるほか次の事項による。

- (1) 高置水槽・中間水槽・蓄圧タンク容量は、一日計画最大使用水量の1/10以上を有効容量で確保する。
- (2) 高置水槽・中間水槽の設置位置は、給水を必要とする最上階の給水栓から5.0m以上を水槽の低水位（LWL）から確保できる位置に設置する。
- (3) 導管設備に使用する配管材料は、水道法施行令第4条に適合していることが望ましい。
- (4) 受水槽以降から給水される給水栓の圧力は、高水圧とならないよう調整し給水する。
- (5) ポンプ直送式の給水主管の最高部には、自動空気抜き弁等の空気排除装置を、また、各戸の給水管には逆止弁を設置することが望ましい。
- (6) 消防用水槽を設置する場合は、給水用受水槽以降に設け、一般給水系統とは別系統とし、バルブ・逆止弁・ボールタップを付け給水する。

#### 3. 3 維持管理

導管設備の維持管理は、受水槽施設に関する規制法等に基づき、建築物の所有者又は管理権限を有するものが、自己の責任において行うものとする。

## IV. 雑 則

### 1. 適用の定義

この要領に定める以外に疑義が生じた場合は、滝沢市長の指示によるものとする。

### 2. 経過措置

この要領の施行前において、施工された給水装置は、この要領により施行されたものとみなす。

### 3. 施行期日

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領改正は、令和 元年12月 1日から施行する。

この要領改正は、令和 3年 4月 1日から施行する。



# 給水装置工事施行要領

## 様式集

様式第1号（第2条関係）

給水装置（新設、改造、修繕、撤去）工事申込書

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

氏 名 印

電 話

給水装置工事を施工したいので、滝沢市水道事業給水条例の規定を了承のうえ次のとおり申込みします。

なお、工事については下記給水装置工事事業者に行わせます。

給 水 装 置 場 所	
所 有 者	印
使 用 用 途	
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	(指定番号 第 号) 印
申込条件 イ) この工事について利害関係人の同意を得ました。もし第三者から異議があったときは一切当方でこれを処理します。	

様式第2号（第2条関係）

給水装置工事取消届

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり工事申込の取消をしたいので、滝沢市水道事業給水条例施行規程第2条第2項の規定により届けます。

工 事 承 認 日	年 月 日 水栓番号 第 号
給 水 装 置 場 所	滝沢市 番地
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	(指定番号 第 号)  主任技術者名 ( ) 印
理 由	

様式第3号（第5条関係）

水栓番号	第	号
------	---	---

給水装置工事設計審査申請書（承認書）

年 月 日

滝沢市長 様

指定番号 第 号

指定給水装置工事事業者名

代表者名

主任技術者名

印

次の工事を施工したいから、滝沢市水道事業給水条例第8条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

申請工事	新設、改造（全面、増設）、撤去	
給水装置場所	滝沢市	番地
工事申込者		
工期	着手予定日 年 月 日	完成予定日 年 月 日
工事内容	配号 φ φ 分岐 連合 ×	メーター口径 mm
承認書		
上記工事の施工を次の条件を付して承認します。		
年 月 日 承認番号（新・改・撤・）第 号		
滝沢市長		印
条件		

様式第4号（第5条関係）

給水装置工事設計変更承認申請書

年 月 日

滝沢市長 様

指定番号 第 号

指定給水装置工事事業者

代表者氏名

主任技術者名

印

次のとおり設計変更をしたいので、滝沢市水道事業給水条例施行規程第5条第3項の規定により申請します。

工事承認日	年 月 日	水栓番号	第 号
給水装置場所	滝沢市 番地		
工事申込者			
理由			
承認書			
上記工事の変更を（次の条件を付して）承認する。			
年 月 日 承認番号（新・改・撤・ ）第 号			
滝沢市長			印
条件			

様式第5号（第6条関係）

給 水 装 置 工 事 完 成 届

年 月 日

滝沢市長 様

指定番号 第 号

指定給水装置工事事業者

代 表 者 名

主任技術者名

印

次の工事が完成したので、滝沢市水道事業給水条例第8条第2項の規定により完成検査を受けた  
いので届けます。

工事承認日	年 月 日 第 号	水栓番号	第 号
完成工事	新設、改造（全面、増設）、撤去		
給水装置場所	滝沢市 番地		
工事申込者			
主任技術者及び完成確認日	年 月 日 （主任技術者名 ）		
添付書類	給水装置工事完成図・使用材料表・主任技術者完成確認チェック表・写真・その他（ ）		
検査希望日時	年 月 日 時		
※ 処 理	検査結果	合格	年 月 日 検査員 印 不合格（水圧低下、構造不適、材質不適） 残留塩素 mg/ℓ 静水圧 MPa
	検査所見	水量（ ℓ/min） 動水圧（ Mpa） メーター指針（ m <sup>3</sup> ） 止水栓（ 開栓・閉栓 ）	

水道使用 { 開始申込書  
中止届 }

年 月 日

滝沢市長 様

申込者（料金を支払う方の住民登録上の住所、又は法人名とその所在地）

住 所  
（フリガナ）  
氏 名  
電話番号

届出者（申込者との関係…本人・親・親族・家主・雇用会社・その他 ）

※届出者が上記申込者と違う場合のみ記入してください。

住 所  
（フリガナ）  
氏 名  
電話番号

次の事項を誓約し、給水の開始を申し込みます。

- 1 滝沢市水道事業給水条例等関係法令を遵守します。
- 2 検針・漏水調査・修繕等業務に必要な場合は、職員等水道事業関係者が敷地等に立ち入ることに異議ありません。
- 3 水道の使用を中止する際は届け出ます。

記

開始または中止年月日	年 月 日	開始 ・ 中止
給水装置場所 （水道使用場所）	滝沢市 （方書）	
納入通知書の送付先 ※使用場所以外へ送付 希望時のみ記入）	郵便番号（ — ） 住 所	
	（フリガナ） 氏 名 <span style="float: right;">（電話番号）</span>	
緊急時における 本人以外への連絡先	同居している親族・同居していない親族・勤務先・その他（ <span style="float: right;">）</span> 郵便番号（ — ） 住 所 （フリガナ） 氏 名 電話番号	
給水種別	用 専用・共用	メーター口径
水栓番号	第	— 号
摘要		
	担当者処理欄	

注意1 申込者、届出者、 内をご記入ください。

注意2 水道使用の開始・中止の作業は、土日祝祭日及び年末年始は行っておりませんので、早めに開始申込書または中止届を提出してください。

様式第 8 号（第 10 条、第 11 条関係）

給水装置所有者の代理人（管理人選定）届

年 月 日

滝沢市長 様

所有者住所

（フリガナ）

氏 名

印

電話番号

次のとおり届出します。

給 水 装 置 場 所		滝沢市		番地	
給 水 種 別 及 び 番 号		用 専 用 共 用		水栓番号 第 号	
代 理 人	住 所	(電話番号)			
	(フリガナ) 氏 名				
管 理 人	加 入 戸 数	戸 人			
	住 所	(電話番号)			
	(フリガナ) 氏 名		職 業		
摘 要					



様式第 9 号（第 14 条関係）

私設消火栓使用許可申請書

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり私設消火栓を使用したいので、滝沢市水道事業給水条例第 18 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり申請します。

消火栓装置場所	滝沢市 番地
消 火 栓 番 号	消火栓 第 号
使 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
消防訓練の概要	
許 可 書	
上記の使用を次の条件を付して、許可します。	
年 月 日	
滝沢市長 印	
条 件	

様式第 10 号（第 14 条関係）

給水装置使用者（住所）変更届

年 月 日

滝沢市長 様

住 所  
 (フリガナ)  
 氏 名  
 電話番号

次のとおり届出します。

給 水 装 置 場 所		滝沢市 番地
給水種別及び番号		専 用 用 共 用 水栓番号 第 号
旧 使 用 者	住 所	TEL
	フリガナ 氏 名	印
新 使 用 者	住 所	TEL
	フリガナ 氏 名	印
事 由		
<p>摘 要                  (確認事項)</p> <p>新使用者が旧使用者の水道料金等の支払義務を継承すること、また、前回検針日の翌日以降の支払義務を承継することに同意しますか。( はい ・ いいえ )</p> <p>※「いいえ」の場合は、この様式による届出はできません。</p>		

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

滝沢市長 様

住 所  
(フリガナ)  
氏 名 印  
電話番号

滝沢市水道事業給水条例第 18 条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり届出します。

給 水 装 置 場 所	滝 沢 市	番 地
給 水 種 別 及 び 番 号	専 用 用 水 栓 番 号 第 号 共 用	
旧所有者	住 所	
	(フリガナ) 氏 名	印
新所有者	住 所	
	(フリガナ) 氏 名	印
変 更 年 月 日	年	月 日
理 由	売 買 ・ 相 続 ・ 贈 与 ・ そ の 他 ( )	
摘 要		

- ※ 旧所有者が所在不明その他の理由によりその者の署名押印が得られないときは、これに代えて取得したことを証明する書類を添付してください。
- ※ 本届出に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、当方はその責任を負いません。

様式第 12 号（第 14 条関係）

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

氏 名

電話番号

滝沢市水道事業給水条例第 18 条第 2 項第 3 号の規定により、次のとおり届けます。

消火栓装置場所	滝沢市 番地
消 火 栓 番 号	消火栓 第 号
使 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
使 用 水 量	m <sup>3</sup>
使 用 目 的	・消火活動（ 方） ・消防訓練（ 地区）
摘 要	

※ 使用後速やかに提出すること。

※ 複数の消火栓を使用した場合は、合計の使用水量を記入すること。

様式第 13 号（第 14 条関係）

給水装置代理人（管理人）変更届

年 月 日

滝沢市長 様

所有者住所

（フリガナ）

氏 名

印

電 話 番 号

次のとおり届出します。

給 水 装 置 場 所	滝沢市 番地	
給 水 種 別 及 び 番 号	専 用 用 共 用 水 栓 番 号 第 号	
旧 代 理 人 (管理人)	住 所	(電話番号)
	(フリガナ) 氏 名	印
新 代 理 人 (管理人)	住 所	(電話番号)
	(フリガナ) 氏 名	印
摘 要		

様式第 15 号（第 20 条関係）

給水装置構造材質確認申請書

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

滝沢市水道事業給水条例第 31 条第 2 項のただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、確認作業については当方で手配し、費用を負担します。

確 認 場 所	滝沢市 番地
施 設 設 置 時 期	年 月 日 施設概要
現在の給水状況	自家水、共同井戸、団地水道、その他（ ）
申 請 理 由	
添 付 書 類	平面図、配管図、使用材料確認表・その他（ ）
摘 要	

確 認 書

上記施設の給水装置が、構造材質基準を満たしていることを確認しました。

年 月 日

滝沢市長

印

滝沢市長

様

申請者 住所

氏名

㊟

### 3階建て直結給水事前協議申請書

次の建築物に直結給水したいので、滝沢市3階建て直結給水施行基準第4（1）の規定により申請します。

1. 給水装置場所			
2. 建築物の概要			
(1) 建築物の名称			
(2) 建築物の構造及び階数	階建		
(3) 建築工事の種別			
(4) 建築物の用途			
(5) 建築物の内容	①住宅用 戸		
	②店舗・事務所等		
		用 途	床 面 積
	I		m <sup>2</sup>
	II		m <sup>2</sup>
	III		m <sup>2</sup>
計		m <sup>2</sup>	
(6) 配水管敷設道路面から最高水栓等までの高さ	m		
(7) 計画一日使用水量	m <sup>3</sup>		
3. 滝沢市指定給水装置工事事業者	住 所		
	氏名または名称		
	主任技術者		
	連絡先		
4. 添付書類	位 置 図	枚	
	建築物の設計図	枚	
	給水装置工事設計図	枚	
	水理計算書	部	
5. その他参考事項			

様式第21号

第 年 月 日 号

様

滝沢市長

㊟

### 3階建て直結給水事前協議回答書

年 月 日付けで事前協議のあった3階建て直結直圧式給水について、次のとおり回答します。

記

1. 3階建て直結直圧式給水の可否
2. 3階建て直結直圧式給水の実施に当たっての条件



滝沢市長

殿

申請者 住所

氏名

㊟

### 受水槽式給水事前協議申請書

次の建築物に受水槽式給水（全体・併用）したいので、滝沢市受水槽以下設備取扱要綱第1. 3の規定により申請します。

申請者	住所			
	氏名		印	
	電話 ( )	担当者		
給水装置場所				
指定工事業者 (予定)	住所			
	氏名			
	電話 ( )	担当者		
建物の用途				
給水装置の概要	①各戸別使用水量	時間最大流量	ℓ/分	
	②合計	時間最大流量	ℓ/分	
	取出口径	給配水支管	mm × 取出口径	mm
	メーター口径	φ	mm ・ 受水槽容量	m <sup>3</sup>
	添付	①位置図 ②配置図 ③給水装置設計図（平面図・立体図）		
④水理計算図 ⑤その他必要とする図書				
その他				

様式第23号

第 年 月 日 号

様

滝沢市長

㊟

## 受水槽式給水事前協議回答書

年 月 日付けで事前協議のあった受水槽式給水について、次のとおり回答  
します。

記

1. 受水槽式給水の可否
2. 受水槽式給水の実施に当たっての条件

# 給水装置工事施行要領

## 別 紙 集

## 給 水 台 帳

## 申込み概要

水栓番号	第 号
給水装置場所	滝沢市 番地
工事申込者	
指定給水装置工事事業者名	
指定番号	
主任技術者名	
申請工事	新設、改造（全面、増設）、撤去
工事内容	メーター口径 mm 工事最大管口径 mm

## 手数料等

	水道加入金	印	手数料	印	完成検査等	印
審 査	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
金 額	円		円		円	
納入通知	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
納入確認	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
備 考						

## 工 事 管 理

工事承認日	年 月 日
工事打合せ（取出し工事）	年 月 日予定（ / 打合せ ）
（断水工事）	年 月 日予定（ / 打合せ ）
検査日	年 月 日 ・ 年 月 日再検査
給水開始届け	

## メーター

メーター払い出し状況	出庫日 年 月 日
（無し、有り）	返却日 年 月 日

## 道路占用等

道路等の占用許可	（滝沢市道、盛岡市道、県道、国道、赤線、私道）
（無し、有り）	許可日 年 月 日
	回復届

## 備 考

--



## 給水管分岐（土地使用）同意書

年 月 日

滝 沢 市 長 様

給水装置工事申込者

住 所

(フリガナ)

氏 名

印

電話番号

給水装置工事を施行するに際し、下記のとおり関係者の同意を得ました。

### 記

1. 給水装置の施行場所 滝沢市 番地
2. 同意を必要とする理由 給水管口径          mm の分岐 (          戸分)  
土地使用 私道 (宅地) 延長          m 面積          m<sup>2</sup>
3. 既設給水装置のせん種番号 専用・共用・私幹・予定栓第          号

私は上記のことに同意しました。

給水装置の所有者

住 所

氏 名

印

土地の所有者

住 所

氏 名

印

別紙4

整理番号	
------	--

# 物 品 受 領 ( 返 納 ) 書

年 月 日

滝 沢 市 長 様

住 所  
工事店名  
代表者名

印

次のとおり 受 領 ( 返 納 ) いたしました。

品 名	口径	個数	水栓番号	申 込 者 名	理 由	備 考
遠隔式 水道メーター					新設 増径 臨時 撤去	
					新設 増径 臨時 撤去	
					新設 増径 臨時 撤去	
					新設 増径 臨時 撤去	
					新設 増径 臨時 撤去	

※ 滝沢市処理欄

指 針	積算計	
	地下メーター	

水道メーター刻印番号	
------------	--

給水装置工事完了検査前点検表

収	受	年	月	日	第	号	水栓番号				
給水装置場所											
申込者					工事業業者名						
主任技術者					主任技術者確認年月日		年 月 日				
確認事項					確認欄	確認事項		確認欄			
書類	1	利害関係者の同意は得られているか				管・水栓類	29	既設管は使用できるか			
	2	審査時の指示事項は守られているか					30	ボールタップの性能は良いか			
	3	設計図との相違はないか					31	水抜栓の位置は適切か			
	4	方位、記号、線種は正しいか					32	水抜栓の排水対策は良いか			
	5	弁栓類のオフセットは記入しているか					33	水抜栓の逆取付はないか			
	6	道路横断面図は記入しているか					34				
	7	隣接家屋の栓番号、境界を記入しているか					35	位置図は正確か、判読できるか			
	8	性能基準適合品を使用しているか					36	配管位置は竣工図のとおりか			
	9	適切な施工方法か(汚染・逆流・凍結等対策)					37	止水栓、メーターの位置は竣工図のとおりか			
	10						38	管種、口径は竣工図のとおりか			
現場確認	分岐・メーター・止水栓	11	分岐工法は適切か				現場確認	39	縮尺は間違いはないか		
		12	止水栓の位置、機能はよいか					40	弁、栓類のオフセットは竣工図のとおりか		
		13	止水栓筐の取付は良いか、傾きはないか					41			
		14	メーターは水平か、逆取付はないか					42	審査時の指示事項は守られているか		
		15	検針、交換に支障はないか					43	路面の復旧は良いか		
	16	メーターの防寒対策は良いか				44	汚染、逆流対策は十分か				
	17	逆止弁の位置、機能は良いか				45	クロスコネクションはないか				
	18	隔測メーター発信部にゆるみはないか				46	給水用具の吐水量、動作状態は良いか				
	19	隔測メーター受信部の結線に誤りはないか				47	受水槽の吐水空間は十分か				
	20					48	メーターを経由しているか(集合住宅は個々)				
管・水栓類	22	性能基準適合品を使用しているか				49	メーター番号は間違いはないか(同上)				
	23	メーターまでの材料、工法は指示とおりか				50	管の洗浄は十分か				
	24	所定の埋設深さは確保されているか				51	水圧試験	Mpa	分間		
	25	立上り管等の防寒対策は十分か				52	残留塩素	mg/l			
	26	管の固定は適切か				特記事項					
	27	水栓類の選定は適切か									
	28	ウォーターハンマー対策は十分か									

1 確認事項のうち該当する番号を○で囲み、良好なものにレ印する。

2 アパート等の集合住宅は、1棟単位で記入する。



給 水 計 画 事 前 協 議 申 請 書

年 月 日

滝沢市長

様

申請者（住所）

（氏名）

（電話）

印

都市計画法第32条（及び滝沢市宅地開発指導要綱第1の4）の規定により、下記開発行為に伴う給水計画について事前協議します。

記

1. 開発団地等の名称
2. 開発行為の場所
3. 開発の目的又は用途
4. 開発行為の面積及び区画数 m2、
5. 経過雨人口及び給水量 共同住宅敷地 区画、分譲敷地 区画  
計 画 人 口 人  
計画1日最大給水量 m3/日
6. 開発区域の水道供給施設 滝沢市上水道、専用水道、その他（ ）
7. 開発区域の消防水利 消火栓 基、防火水槽 基
8. 給水開始予定時期 年 月 日
9. 都市計画区域の種別 市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外
10. 開発の設計者 会社名  
連絡先  
担当者
11. 工事施行業者 造成工事 会社名  
連絡先  
担当者  
給水工事 会社名  
連絡先  
担当者
12. 施行時期 着工 年 月 日  
完成 年 月 日
13. 添付書類
  - 1) 位置図 1 / 50,000以上
  - 2) 現況図（配管図） 1 / 2,500以上
  - 3) 造成計画平面図 1 / 1,000以上
  - 4) 給水計画平面図（消防水利含む） 1 / 1,000以上
  - 5) 道路標準断面図（地下埋設物を図示のこと） 1 / 50以上
  - 6) 建築物平面図（一般住宅は除く） 1 / 100以上
  - 7) 利害関係人の同意書（写）（給水管埋設、消火栓設置等）
  - 8) その他必要な図書（水利計算書等）

## 配水管等譲渡承諾書

年 月 日

滝沢市長

殿

住所

氏名

印

次のとおり、配水管等が無償で譲り渡すことを承諾します。

1. 譲り渡そうとする配水管等の場所及び種類

場 所

事業名

種 類

2. 譲り渡そうとする事由

3. 当該水道工事費

金

円（税込み）詳細別紙のとおり

金

円（税抜き）

4. 水道検査年月日

年 月 日

5. 添付書類

(1) 契約書（注文書）の写し

(2) 契約概要書

(3) 工事内訳書

(4) 精算書

(5) 竣工図

(6) 写真

# 給水装置工事施行要領

## 別 表 集

別表1 給水用具の種類別吐水量

用 途	使 用 水 量 (L/min)	対応する給水 用具の口径 (mm)	備 考
台所流し	12～40	13～20	{ 1回(4～6秒) の吐水量2～3L { 1回(8～12秒) の吐水量 13.5～16.5L 業務用
洗たく流し	12～40	13～20	
洗面器	8～15	13	
浴槽 (和式)	20～40	13～20	
〃 (洋式)	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器 (洗浄タンク)	12～20	13	
〃 (洗浄弁)	15～30	13	
大便器 (洗浄タンク)	12～20	13	
〃 (洗浄弁)	70～130	25	
手洗器	5～10	13	
消火栓 (小型)	130～260	40～50	
散 水	15～40	13～20	
洗 車	35～65	20～25	

注 給湯器については、瞬間式の場合は出湯能力、貯湯式の場合は給水能力によること。

別表2 同時使用を考慮した給水用具数

総給水用具数	同時に使用する 給水用具数	総給水用具数	同時に使用する 給水用具数
1	1	11～15	4
2～4	2	16～20	5
5～10	3	21～30	6

別表3 建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員

番号	建物用途	使用者種別	対象人員の算出方法	単位 給水量 ( $\text{L}/\text{人}\cdot\text{日}$ )	使用 時間 (h/)	備 考
1	戸建て住宅	居住者	延べ面積100m <sup>2</sup> 以下の場合は2.65人とし、100m <sup>2</sup> を超える面積については30m <sup>2</sup> 以内ごとに1人加算する	250	10	
2	集合住宅	居住者	1戸について2.65人とし、居室が2を超える場合は、1室ごとに0.5人を加算する。ただし、1戸が1居室の場合は、2.0人とする。	250	15	
3	独身寮	居住者	定員	450	10	居住者の厨房使用量を含む
4	寄宿舎(学校)	居住者	定員	180	8	同上
5	寄宿舎(自衛隊)	居住者	定員	300	8	同上
6	官公庁	在勤者	事務室面積 $\times 0.2$ 人/m <sup>2</sup>	100	9	
7	事務所	在勤者	事務室面積 $\times 0.2$ 人/m <sup>2</sup>	100	9	
8	工場	在勤者	作業所の面積 $\times$ 座作業0.3人/m <sup>2</sup> (立作業0.1人/m <sup>2</sup> )	100	操業 時間 + 1	
9	病院 療養所 伝染病院	病床当たり	病床数	中規模 500~800 大規模 1,000 ~2,500	16	冷却塔、厨房使用量を含む。 設備内容等により詳細に検討すること。
10	療養所	外来患者	診療室等の床面積 $\times 0.3$ 人/m <sup>2</sup> $\times (5\sim 10)$	10	4	診療室等とは診療室及び待合室をいう。
		医師 看護婦	実数	110	8	
11	ホテル 旅館	宿泊客	定員	300	10	テナント、宴会場、食堂及び洗濯用水等は別途加算する。
		従業員	実数	150	10	
12	保養所	宿泊客	定員	300	10	同上
		従業員	実数	150	10	
13	喫茶店	延べ客	席数 $\times 5$ 席数=客席部面積 $\times 1.3$ 席/m <sup>2</sup>	15	10	
		従業員	実数	100	10	
14	飲食店 レストラン	延べ客	席数 $\times 3$ 席数=客席部面積 $\times 1.0$ 席/m <sup>2</sup>	50	10	
		従業員	実数	100	10	
15	デパート スーパーマーケット	延べ客	売場面積 $\times 1.5$ 人/m <sup>2</sup>	5	10	テナントは別途加算する。
		従業員	実数	100	10	
16	給食センター	調理食数	実数	20	10	
		従業員	実数	100	10	

番号	建物用途	使用者種別	対象人員の算出方法	単位 給水量 (リットル/人・日)	使用 時間 (h/)	備 考
17	保育所 幼稚園 小学校	生徒数	定員	45	6	給食は別途加算する。 校内調理 15リットル/食 搬入 10リットル/食
		教職員	実数	100	9	
18	中学校 高等学校 大学校 各種学校	生徒数	定員	55	9	同上
		教職員	実数	100	9	
19	研修所	宿泊者	定員	350	10	宿泊者は厨房使用量を含む。
		従業員	実数	100	10	
20	劇場	観客	定員×2	50	10	テナントは別途加算する。
		出演者 従業員	実数	100	10	
21	映画館	観客	定員×4	25	12	テナントは別途加算する。
		従業員	実数	100	12	
22	駐車場	延べ利用者	$((20c+120u)/8) \times t$ c: 大便器数 u: 小便器数 t: 1日平均使用時間 t=0.4~2.0	15	12	
		従業員	実数	100	12	
23	寺院 教会	参会者	利用状況により設定	10	2	
		居住者	実数	250	10	
		在勤者	実数	100	9	
24	図書館	延べ閲覧者	定員×(3~5) 定員=閲覧室の面積× 0.3~0.5人/m <sup>2</sup>	10	5	テナントは別途加算する。
		従業員	実数	100	8	
25	研究所	従業員	実数	100	8	
26	公会堂 集会場	延べ利用者	定員×(2~3) 定員= 椅子席1~2人/m <sup>2</sup> 立ち席2~3人/m <sup>2</sup>	30	8	テナントは別途加算する。
		従業員	実数	100	8	
27	観覧場 競技場 体育館	観客	定員 定員= 観覧場0.25人/m <sup>2</sup> 競技場・体育館 椅子席1~2人/m <sup>2</sup> 立ち席2~3人/m <sup>2</sup>	30	5	テナントは別途加算する。
		選手	実数	100	5	
		従業員	実数	100	8	

- 注1: 実数が明らかな場合は、これによる。ただし、将来の増加を見込むものとする。
- 注2: 居室とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第4号の居室をいう。
- 注3: 事務室には、社長室、秘書室、重役室、会議室及び応接室を含む。
- 注4: 6, 7, 8, 13, 14, 15, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27の在勤者、従業者、出演者及び選手については、1食当たり20リットルを加算する。
- 注5: 管理人等がいる場合は、加算する。常駐する場合は、戸建て住宅の場合を準用する。
- 注6: 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷房機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、工業用水、作業用水及びプール・サウナ用水等は、別途加算する。

別表4 給水用具数と標準同時使用水量比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	
使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

別表5 給水戸数と標準同時使用戸数率

戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50

別表6 給水用具別給水用具給水負荷単位

給水用具		給水用具給水負荷単位		備考
		個人用	公共用及び 事業用	
大便器	F・V	6	10	F・V=洗浄弁 F・T=洗浄水槽
大便器	F・T	3	5	
小便器	F・V	—	5	
小便器	F・T	—	3	
洗面器	水栓	1	2	
手洗器	〃	0.5	1	
浴槽	〃	2	4	
シャワー	混合弁	2	4	
台所流し	水栓	3	—	
料理場流し	〃	2	4	
食器洗流し	〃	—	5	
掃除用流し	〃	3	4	



別表7 マーター口径別許容流量

新規格 (JIS 規格) マーター

口径 (mm)	型 式	適正使用 流量範囲 (m <sup>3</sup> /h)	一時的使用の許容流量 (m <sup>3</sup> /h)		1日当たりの使用量 (m <sup>3</sup> /日)			月間使用 量 (m <sup>3</sup> /月)
			10分/日 以内の使用 の場合	1時間/日 以内の使 用の場合	1日の使 用時間の 合計が 5時間 のとき	1日の使 用時間の 合計が 10時間 のとき	1日24時 間使用の とき	
13	接線流羽根車式	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20	接線流羽根車式	0.2~1.6	4	2.5	7	12	20	170
25	接線流羽根車式	0.23~2.5	6.3	4	11	18	30	260
30	電子式接線流羽 根車式 電子たて型軸流 羽根車式	0.4~4	10	6	18	30	50	420
40	電子たて型軸流 羽根車式	0.4~6.5	16	9	28	44	80	700
50	電子たて型軸流 羽根車式	1.25~17.0	50	30	87	140	250	2,600
75	電子たて型軸流 羽根車式	2.5~ 27.5	78	47	138	218	390	4,100
100	電子たて型軸流 羽根車式	4.0~ 44.00	125	74.5	218	345	620	6,600

別表8 給水用具の必要残存水頭

給水用具の種類	必要残存水頭 (m)
一般水栓 ロータンク	2.0
給湯器等	5.0
シャワー	5.0

別表9 給水用具の種類別直管換算延長

〈単位：m〉

種別 \ 管径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
サドル分水栓	1.5	2.0	3.0							
分岐箇所	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
止水栓	3.0	8.0	10.0							
プレインゲート				0.48	0.6	0.78				
仕切弁				0.24	0.30	0.39	0.63	0.81	1.2	1.4
メーター直結止水栓	1.5	2.0	3.0	5.0	6.0	8.0				
メーター	3.0	8.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	35.0	55.0	
逆止弁 (スイング式)							5.7	7.6	12.0	15.0
逆止弁 (ばね式単式)	2.6	5.0	5.7	6.2	10.0	11.8				
水抜栓	3.0	8.0	8.0	11.0	14.0	18.0				
水抜きバルブ		21.0	21.0	21.0	21.0	31.0				
エルボ (45°)	0.36	0.45	0.54	0.72	0.9	1.2	1.8	2.4	3.6	3.7
エルボ (90°)	0.60	0.75	0.9	1.2	1.5	2.1	3.0	4.2	6.0	6.5
ベンド (45°)							1.5	2.0	3.0	4.0
ベンド (90°)							3.0	4.0	6.0	8.0
T字管分流	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	3.0	4.5	6.3	9.0	14.0
T字管直流	0.18	0.24	0.27	0.36	0.45	0.6	0.9	1.2	1.8	4.0
径違接合	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
ストップバルブ	4.5	6.0	7.5	10.5	13.5	16.5	24.0	37.5	49.5	70.0
アングルバルブ	2.4	3.6	4.5	5.4	6.6	8.4	12.0	16.5	24.0	33.0
定水位弁			9.2	11.9	13.9	17.6	26.9	35.1	51.7	68.2
ボールタップ	2.4	3.6	13.7							

注 径違接合は、段落しされた側の管径とする。

別表 10 標準管径均等表

主管 (mm) \ 枝管 (mm)	13	20	25	30	40	50	65	75	100	150
13	1.00									
20	2.89	1.00								
25	5.10	1.74	1.00							
30	8.02	2.72	1.57	1.00						
40	15.59	5.65	3.23	2.05	1.00					
50	29.00	9.80	5.65	3.58	1.75	1.00				
65	55.90	19.03	10.96	6.90	3.36	1.92	1.00			
75	79.97	27.23	15.59	9.88	4.80	2.75	1.43	1.00		
100	164.50	55.90	32.00	20.28	7.89	5.65	2.94	2.05	1.00	
150	452.00	154.00	88.18	56.16	27.27	15.58	8.09	5.56	2.75	1.00

(主管と枝管との均等径)  $N = (D/d)^{5/2}$

別表 11 分岐方法一覧表

配水管等		必要口径 (mm)	分岐口径 (mm)	工 法	使用材料
管 種	口径 (mm)				
ダクタイル鋳鉄管 鋳鉄管 水道配水管用ポリ エチレン管	75~300	13~30	20~30	不断水	サドル付分水栓
		40 以上	75~200 配水管等の口径 の一段落ち以下 の場合	不断水	バルブ付 割T字管
			75~200 配水管等の口径 と同口径の場合	断水・切落	T字管
ポリエチレン管	20~50	13~40	20~40	断水・切落	チーズ
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	30~50	13~40	20~40	断水・切落	チーズ
硬質塩化ビニルラ イニング鋼管					
硬質塩化ビニル管	20~50 75~150	13~40	20~40	断水・切落	チーズ
		13~30	20~30	不断水	サドル付分水栓
			40 以上	75~100	断水・切落

別表 1 2 吐水口空間

1. 口径が25mm以下の場合

口径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
13mm 以下	25mm以上	25mm以上
13mm を超え 20mm 以下	40mm以上	40mm以上
20mm を超え 25mm 以下	50mm以上	50mm以上

注 1 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。

注 2 プール等水面が波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200mm未満であってはならない。

注 3 注 1 及び注 2 は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

2. 口径が25mmを超える場合

区 分		壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響がない場合			1. $7d' + 5\text{mm}$ 以上
近接壁の影響がある場合	近接壁 1面の 場合	$3d'$ 以下	3. $0d'$ 以上
		$3d$ を超え $5d$ 以下 $5d$ を超えるもの	2. $0d' + 5\text{mm}$ 以上 1. $7d' + 5\text{mm}$ 以上
	近接壁 2面の 場合	$4d$ 以下	3. $5d'$ 以上
		$4d$ を超え $6d$ 以下	3. $0d'$ 以上
		$6d$ を超え $7d$ 以下	2. $0d' + 5\text{mm}$ 以上
		$7d$ を超えるもの	1. $7d' + 5\text{mm}$ 以上

注 1  $d$  : 吐水口の内径 (mm)  $d'$  : 有効開口の内径 (mm)

注 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を  $d$  とする。

注 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

注 4 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。

注 5 プール等水面が波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。

注 6 注 4 及び注 5 は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

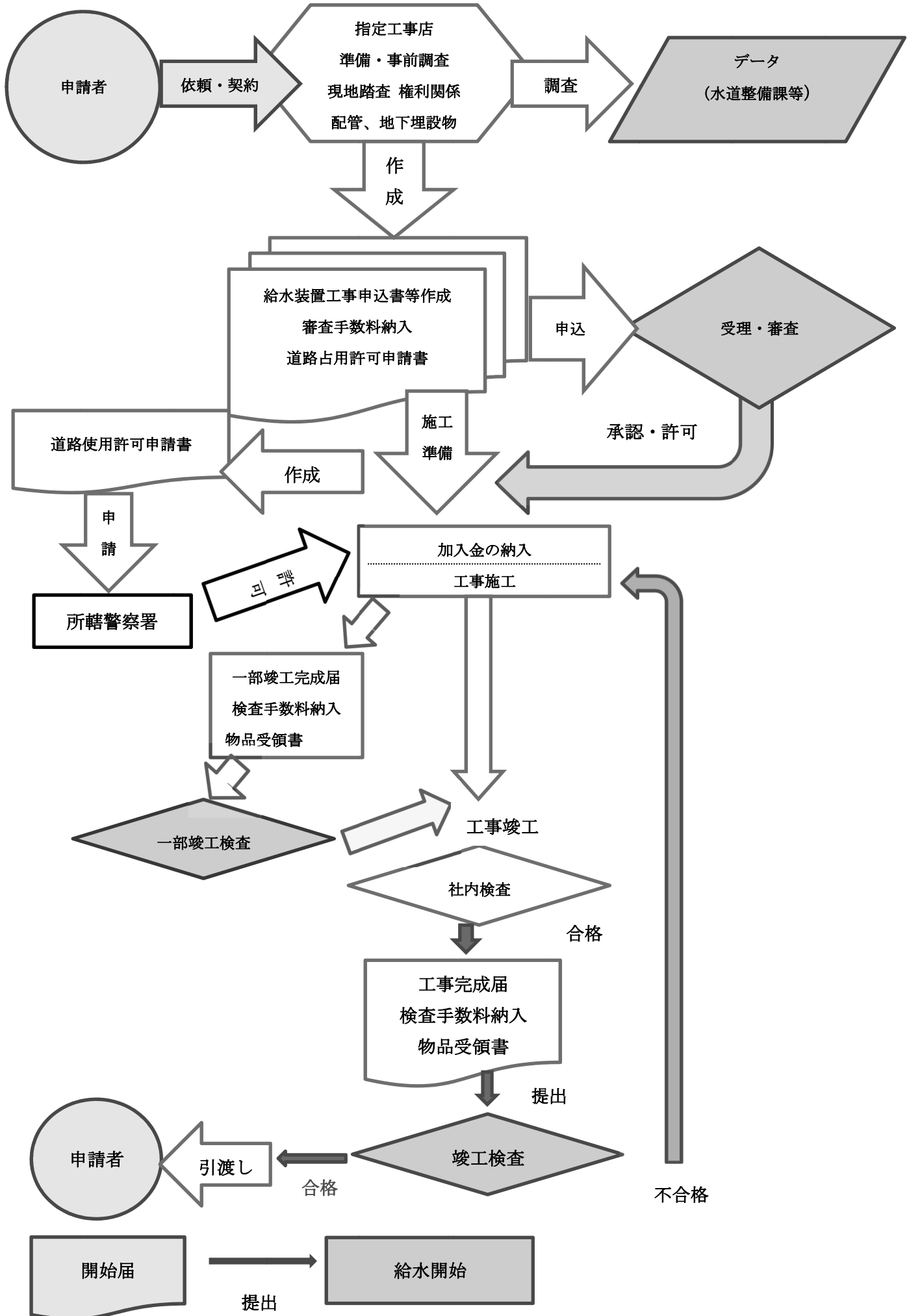
別表 1 3 末端口径別の排水弁選定表

給水管の末端口径 (mm)	不凍式排水弁 (mm)
φ 3 0	φ 4 0
φ 4 0	φ 4 0
φ 5 0	φ 5 0
φ 7 5 以上	φ 5 0 又は地下式消火栓

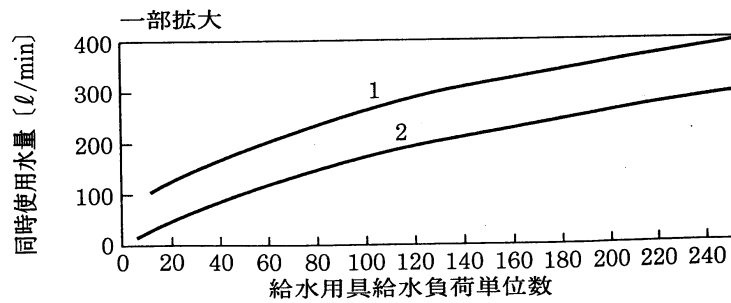
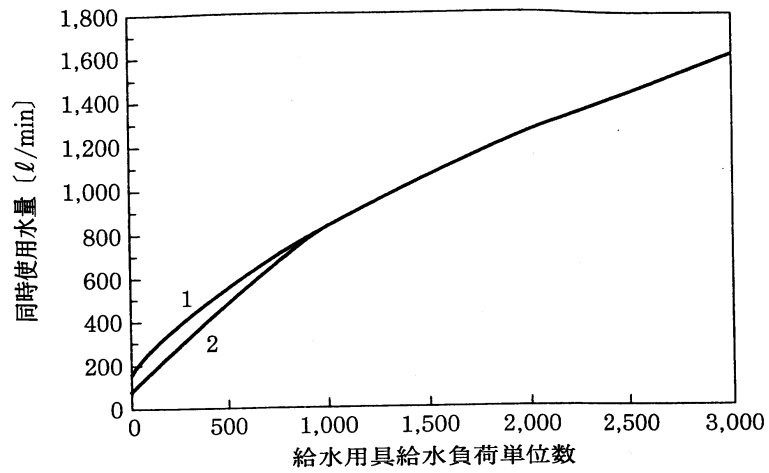
# 給水装置工事施行要領

## 別 図 集

別図1 給水装置工事手順



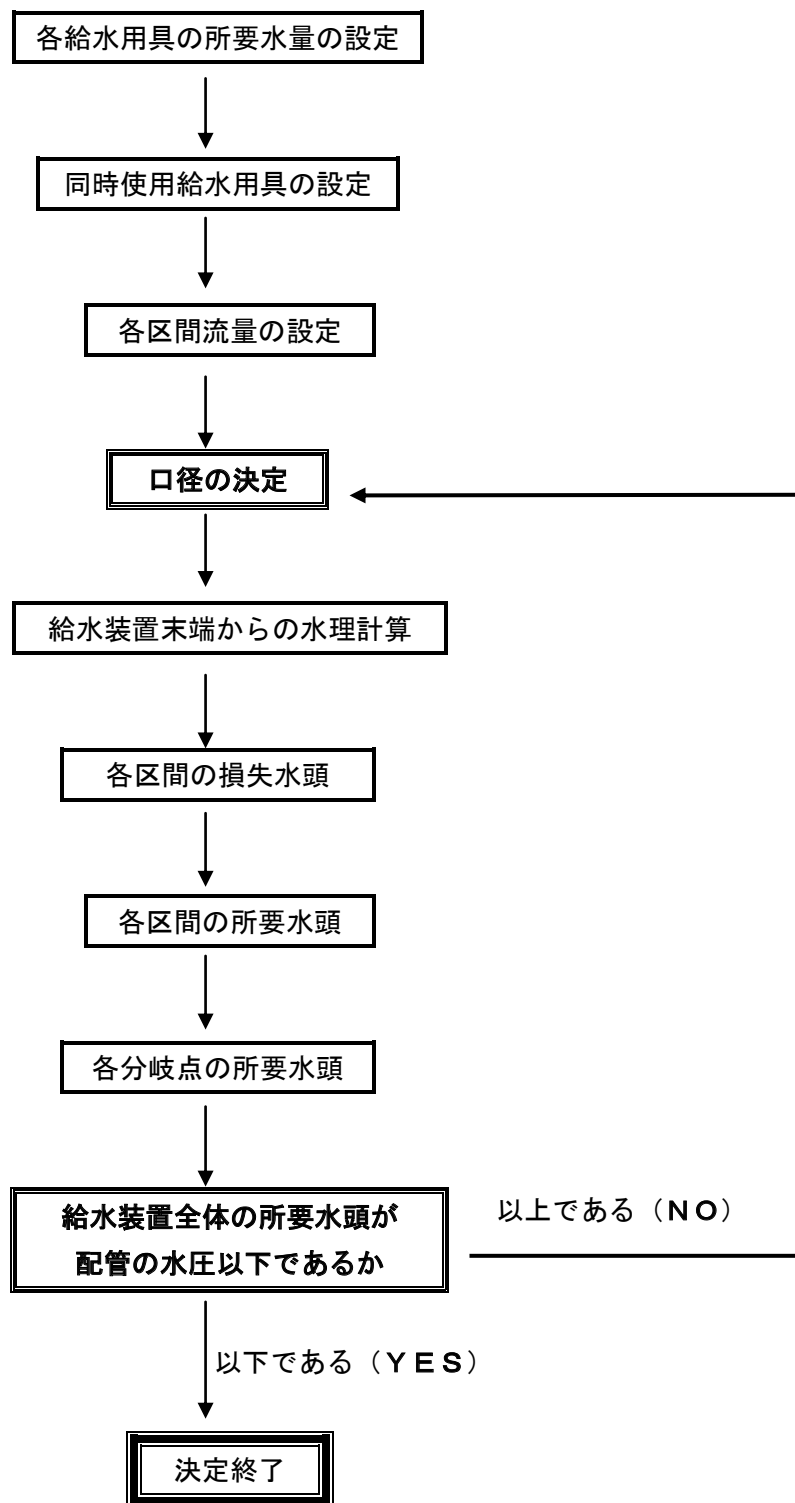
別図2 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図



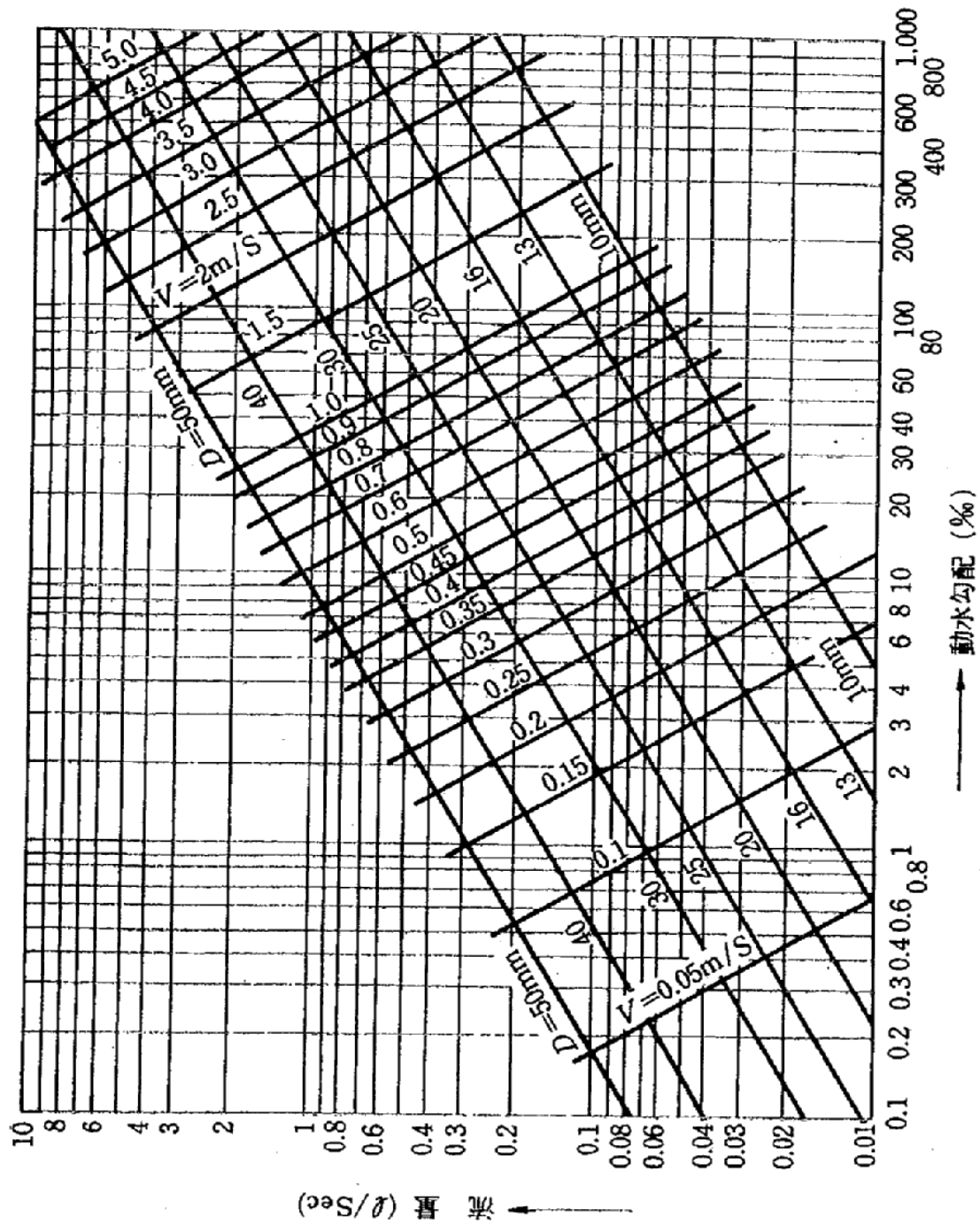
注 この図の曲線1は大便器洗浄弁の多い場合、曲線2は大便器洗浄水槽の多い場合に用いる。



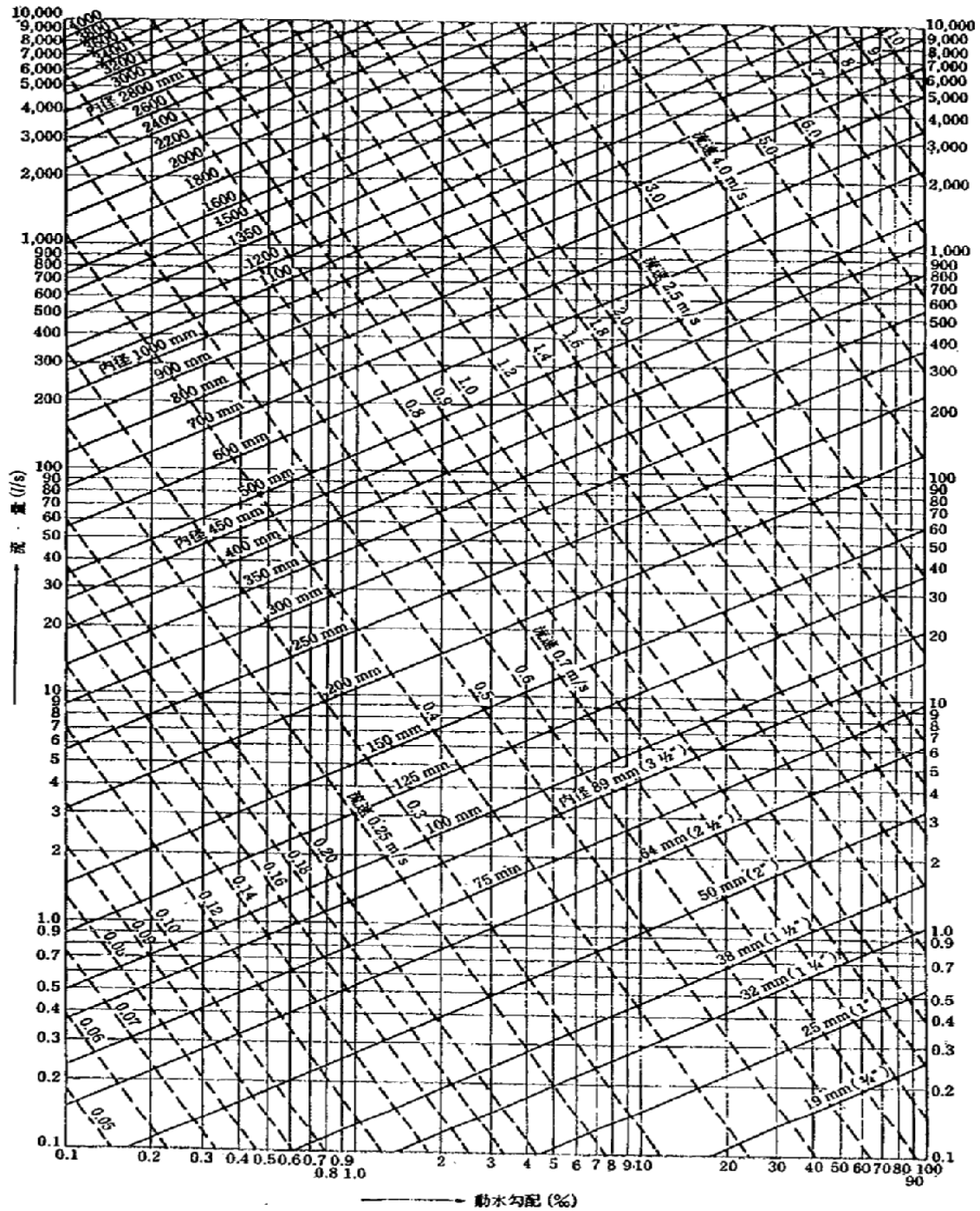
別図3 口径の決定手順



別図4 ウェストン公式による流量図

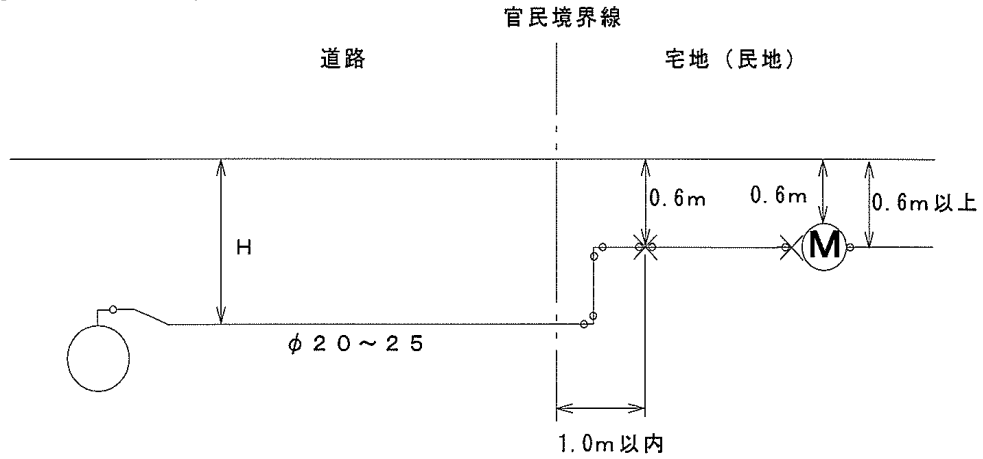


別図5 ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図

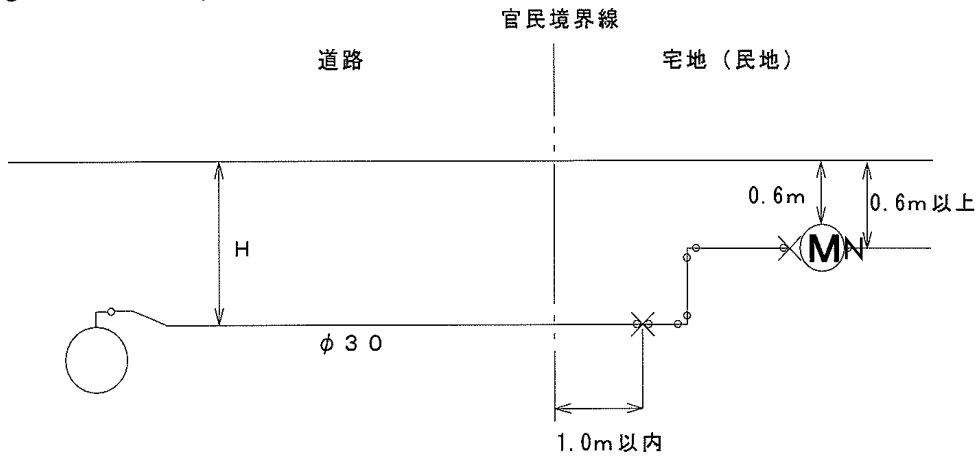


別図6 配水管等への取出口からメータまでの標準配管図

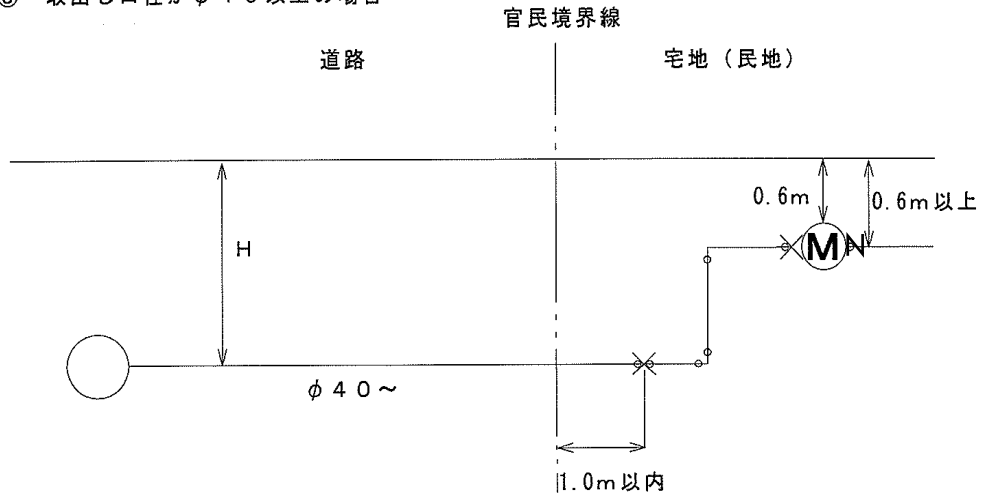
① 取出口径がφ20~25の場合



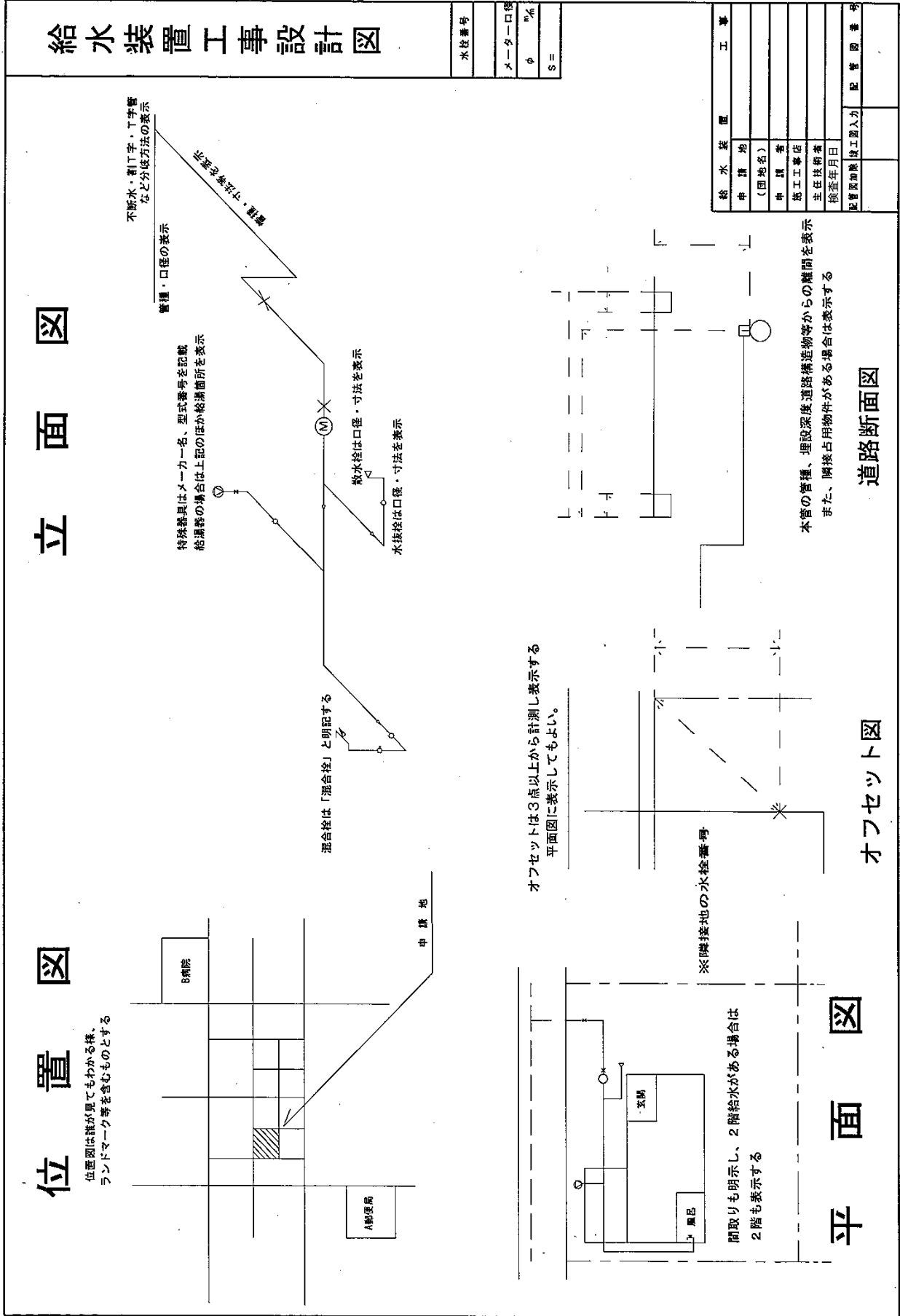
② 取出口径がφ30の場合



③ 取出口径がφ40以上の場合



別図7 給水装置工事設計図



別図8 給水装置工事竣工図

